

令和6年度

教育に関する事務の管理及び執行

の状況の点検及び評価（令和5年度分）

報告書

令和6年10月  
千代田区教育委員会

# 令和 6 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価(令和 5 年度分)報告書

## 目 次

|                                              |                         |    |
|----------------------------------------------|-------------------------|----|
| 1                                            | はじめに .....              | 1  |
| 2                                            | 点検評価の対象及び実施方法 .....     | 2  |
| 3                                            | 有識者意見 .....             | 8  |
| 4                                            | 各事業についての評価及び今後の取組み..... | 27 |
| 5                                            | 有識者による区の教育に関する意見.....   | 31 |
| 6                                            | あとがき .....              | 37 |
| 参考 資料 1 教育委員会の活動.....                        |                         | 38 |
| 資料 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価<br>実施要綱 ..... |                         | 48 |
| 資料 3 有識者会議資料（第 1 回） .....                    |                         | 51 |
| 資料 4 有識者会議資料（第 2 回） .....                    |                         | 57 |
| 資料 5 千代田区第 4 次基本構想.....                      |                         | 70 |
| 資料 6 千代田区子育て・教育ビジョン.....                     |                         | 72 |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 612 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

本報告書は、同法の規定に基づき、千代田区教育委員会が令和5年度の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行ったものである。

本年度の点検・評価の対象とする施策及び事業は、地方自治法第233条第5項に基づいて区が作成する「主要施策の成果」に掲載されているもののうちから、選択した。

今回の点検・評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していく。

## 2 点検・評価の対象及び実施方法

### (1) 点検・評価対象事業の選定

令和6年度主要施策の成果（令和6年9月発行）に掲載する教育委員会所管25事業の中で、社会経済情勢の変化を踏まえて今後の方向性を検討する必要がある代表的な事業について選定する。

### (2) 対象事業

#### ア お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

校内学童クラブ機能を拡充した施設整備を進めると同時に、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設とし、令和6年1月末に竣工した。

【選定理由】 学校施設としての十分な機能更新や新たな教育需要へ対応が図られているか検証するとともに、今後の施設整備を進めていく上での参考とするため。

有識者会議資料（第1回）：本誌P51

#### イ 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

不登校対策及び子育て支援の充実の観点から、近隣の民間ビルを賃借して神田さくら館の施設の一部を移転した。

【選定理由】 移転後におけるスペース不足の解消及び子育て・教育環境の充実について検証するとともに、今後の不登校対策のより一層の充実を図るための参考とするため。

有識者会議資料（第1回）：本誌P53

#### ウ 学童クラブ・児童館関連事業

学童クラブ・児童館の事業を実施するとともに、民営学童クラブ事業や一時預かり保育事業等の運営支援を行い、子どもたちの健全な育成と子育て家庭の支援を行っている。

【選定理由】 外部の視点も含めて幅広く抱える事業を捉えなおし、今後の施策を検討していくため。

有識者会議資料（第2回）：本誌P57

## エ 子どもの遊び場確保の取組み

子どもの遊び場推進会議やアンケートの結果を踏まえ、子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で遊べる環境の充実化に取り組んでいる。

【選定理由】子どもがのびのびと遊べる環境が整備されているかの執行状況を検証するとともに、事業拡大を検討する上での参考とするため。

有識者会議資料（第2回）：本誌P68

## （3）点検評価の実施方法

教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する「点検及び評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら、教育委員会において点検評価を行う。その結果を取りまとめ、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

### ア 点検及び評価に関する有識者 名簿

| 氏 名    | 役 職                     |
|--------|-------------------------|
| 上岡 学   | 武蔵野大学副学長（教育学部長）         |
| 清水 哲也  | 元多摩市教育長                 |
| 藤井 千恵子 | 元国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授 |
| 条原 淳子  | 日本女子大学家政学部児童学科特任教授      |
| 日永 龍彦  | 山梨大学大学教育センター教授          |

### イ 有識者会議の開催状況

|     | 開催年月日・会場                 | 概 要                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年7月31日<br>会場：PMO神田須田町 | 1. 令和6年度 実施方針等の説明<br>2. お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業<br>（お茶の水小学校・幼稚園の視察を含む）<br>3. 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実<br>（PMO神田須田町 教育研究所の視察を含む）<br>4. その他 |
| 第2回 | 令和6年9月2日<br>会場：西神田児童センター | 1. 学童クラブ・児童館関連事業<br>（西神田児童センター視察を含む）<br>2. 子どもの遊び場確保の取組み<br>3. その他                                                                   |

## ● お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 第4次基本構想のめざすべき姿等                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| 将来像に向けた方針（現：将来像に向けた方向性と取組み）                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| のびのびとした健やかな育ち・学びを保障するとともに、新しい時代の学びを実現するため、より良い教育・保育環境の確保・整備を推進する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| 事業概要                                                              | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | お茶の水小学校・幼稚園は、老朽化が進んだ小学校校舎の機能更新を図るとともに、幼稚園仮園舎を校舎に取り込み、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえ、令和5年度の竣工をめざして校舎の新築工事を継続しています。工事期間中は、引き続き、仮校舎までの送迎バスを運行するほか、学童擁護や見守り要員を配置して子どもたちの安全の確保に努めるとともに、電車通学する児童の保護者への通学定期券額の補助を行っていきます。 |                      |
| 事業費                                                               | 予算現額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                  | 決算額                  |
|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                  | 執行率                  |
|                                                                   | (1) お茶の水小学校・幼稚園仮校舎運営                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 185,627,000円                                                                                                                                                                                                     | 171,442,397円 92.4%   |
|                                                                   | (2) お茶の水小学校・幼稚園物品等移設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 7,550,000円                                                                                                                                                                                                       | 6,570,740円 87.0%     |
|                                                                   | (3) お茶の水小学校・幼稚園の整備(工事費)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 6,710,103,000円                                                                                                                                                                                                   | 6,485,837,000円 96.7% |
|                                                                   | (4) お茶の水小学校・幼稚園の整備(工事監理委託料)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 121,249,000円                                                                                                                                                                                                     | 112,017,400円 92.4%   |
|                                                                   | (5) お茶の水小学校・幼稚園の整備(事務費)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 14,589,000円                                                                                                                                                                                                      | 10,082,690円 69.1%    |
|                                                                   | (6) お茶の水小学校・幼稚園の整備(落成式)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4,344,000円                                                                                                                                                                                                       | 3,019,068円 69.5%     |
|                                                                   | (7) お茶の水小学校・幼稚園の整備(初度調弁)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 302,594,000円                                                                                                                                                                                                     | 250,941,897円 82.9%   |
| 事業実績                                                              | <p>○令和5年度実績</p> <p>(1) 仮校舎運営<br/>送迎バスの運行と併せて、通学路上に学童擁護員や見守り要員を配置し、徒歩で通学する児童の登下校時の安全確保を図るとともに、電車通学する児童の保護者には通学定期券額の補助を行いました。</p> <p>(2) 物品等移設及び初度調弁<br/>新校舎への移転に向け、児童・園児がより施設を使いやすくなるよう学校・園と相談しながら、什器や教材をはじめ、各種必要物品の整備を行いました。<br/>また、仮校舎で使用している物品・書類等を新校舎へ移設しました。</p> <p>(3) 新築工事及び落成を祝う会<br/>令和6年1月に竣工し、3月16日に地域関係者などを招待し「落成を祝う会」や、誰でも参加可能な「施設見学会」を実施しました。</p> |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| 実績を踏まえた評価・課題<br>令和7年度予算への対応                                       | <p>本事業は、新校舎が令和6年1月に竣工し、4月から供用開始となったため、令和5年度で完了しました。<br/>今後は、児童・園児が安全にのびのびと活動できるよう、施設の管理・運営に努めていきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| 所管課                                                               | 子ども部 学務課、子ども施設課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 決算参考書                                                                                                                                                                                                            | 148頁 R5予算の概要 50頁     |

● 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実【補正予算】

| 第4次基本構想のめざすべき姿等                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
| 将来像に向けた方針（現：将来像に向けた方向性と取組み）                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
| 多様性を認めあうとともに、一人ひとりの状況に応じた保育・教育環境の整備と支援体制の充実を図る。<br>（関連する主な分野別計画：第2期障害児福祉計画（千代田区障害福祉プラン）） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
| 事業概要                                                                                     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>令和5年度に策定した今後の学校等のあり方基本構想における学校別児童数の推計から、神田さくら館にある千代田小学校は児童数が増加し、普通教室が不足することが見込まれています。</p> <p>また、神田さくら館の7階に開設している教育研究所及び研究所に設置している適応指導教室（はくちょう教室）も、利用者の増加によってスペース不足が生じる等、教育環境の充実が課題になっています</p> <p>そこで、教育環境・不登校対策及び子育て支援の充実の観点から、近隣の民間ビルを賃借して、神田さくら館の施設を一部移転します。</p> |              |                |
| 事業費                                                                                      | 予算現額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                       | 決算額          | 執行率            |
|                                                                                          | 284,788,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                       | 255,026,587円 | 89.5%          |
| 事業実績                                                                                     | <p>○令和5年度実績</p> <p>神田さくら館の近隣民間ビルであるPMO神田須田町（神田須田町一丁目4番地4（地番））に教育研究所、はくちょう教室及び児童・家庭支援センターの一部が移転しました。</p> <p>はくちょう教室については、これまで小・中学生が同じ部屋で学習していましたが、それぞれの学習スペースを確保しました。また、個別学習室や軽運動ができるスペースも新たに設けました。</p> <p>児童・家庭支援センターについても、保健所と合同のケース会議が行える会議室など、今後の児童福祉と母子保健のより緊密な支援に向けた環境整備を図りました。</p>                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
| 実績を踏まえた評価・課題<br>令和6年度予算への対応                                                              | <p>一部機能の移転により、不登校児童・生徒支援を拡充し、児童福祉と母子保健の連携強化に向けた取組みを進めることができました。しかしながら、一部機能の移転は、新たな移転先が決まるまでの暫定的な措置です。今後は、教育研究所を含めた、児童福祉と母子保健の一体的な支援ができる総合的な児童・家庭支援センターについても検討していく必要があります。</p> <p>令和7年度は、令和6年度に引き続き、不登校対策及び子育て支援の充実を図るとともに、全庁的な区有財産の管理・活用の議論の中で、総合的な児童・家庭支援センターについて検討します。</p> <p>なお、本事業は、一部機能の移転に伴い、令和5年度で完了しました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                |
| 所管課                                                                                      | 子ども部 子ども総務課（教育政策担当課長）、指導課、児童・家庭支援センター                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                       | 決算参考書        | 144頁 R5予算の概要 - |

## ● 学童クラブ・児童館関連事業【拡充】

### 第4次基本構想のめざすべき姿等

多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。

### 将来像に向けた方針（現：将来像に向けた方向性と取組み）

子育て世帯の様々なニーズに応えるため、子育て支援の充実と子育て環境の整備に取り組むとともに、保育等サービスの質の向上を図る。

（関連する主な分野別計画：千代田区子ども・子育て支援事業計画）

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|
| 事業概要        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 区は、保護者の就労等の理由により、放課後等に適切な保育を受けられない小学生に遊びと生活の場を提供するため、民間事業者が運営する学童クラブ事業や拡大型を含む一時預かり保育事業等の運営支援を行い、子どもたちの健全な育成と子育て家庭の支援を行っています。<br>令和5年度は、障害児の受入れにあたり、より手厚い人員配置ができるよう運営事業者に対する補助を拡充するとともに、医療的ケア児等の受入体制を強化するため看護師等の配置に対する補助を新設し、子どもたちが障害等の有無に関わらず安心して過ごせる環境を整備します。<br>また、児童館において、日曜開放を新たに2施設で実施することに加え、中高生等の活動環境の向上を図るためWi-Fi環境を整備するなど、0歳から18歳までの子どもたちの健全な居場所を提供し、健やかな成長を支援します。 |              |       |
| 事業費         | 予算現額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 決算額          | 執行率   |
|             | (1) 中高生等の居場所づくり                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,035,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 325,534円     | 31.5% |
|             | (2) いずみこどもプラザ運営補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 96,035,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 86,713,000円  | 90.3% |
|             | (3) 富士見わんぱくひろば事業運営                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 109,723,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 94,129,393円  | 85.8% |
|             | (4) 学校内学童クラブ                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 222,006,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 201,545,500円 | 90.8% |
|             | (5) 私立学童クラブ運営補助                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 576,413,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 543,963,563円 | 94.4% |
| 事業実績        | ○令和5年度実績<br>(1) 学童クラブの看護師等配置加算経費補助<br>医療的ケア児等が在籍するクラブに対して、看護師等の配置に係る経費を補助しました。(交付実績：1施設、4,800,000円)<br>(2) 児童館事業等の拡充<br>①日曜開放<br>新たにいずみこどもプラザと富士見わんぱくひろばの2施設で日曜開放を実施しました。<br>②中高生タイム<br>各児童館・児童センターに中高生タイム用のWi-Fi環境を整備しました。<br>※「中高生等の居場所づくり」事業については、西神田児童センターで実施している障害児放課後居場所事業の利用実績がなかったため、執行率が低くなりました。              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |       |
| 令和7年度予算への対応 | 実績を踏まえた評価・課題<br>令和6年度の取組状況<br>すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるように、児童館等の中高生タイムや日曜開放等により、児童の居場所づくりを推進していくことが重要です。また、保護者の就労等を支援する学童クラブ等においては、需要が増加傾向にあるため、受入体制の確保が課題となっています。<br>令和6年度は、新たに私立学童クラブを誘致し、学童クラブの待機児童ゼロを堅持するとともに、学童クラブを必要とする全ての保護者の就労支援を図ります。<br>令和7年度は引き続き、運営事業者との相互協力の下、充実した児童の居場所づくりの推進と保護者の就労支援に取り組めます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |       |

|                      |       |      |         |     |
|----------------------|-------|------|---------|-----|
| 所管課 子ども部 児童・家庭支援センター | 決算参考書 | 162頁 | R5予算の概要 | 45頁 |
|----------------------|-------|------|---------|-----|



## ● 子どもの遊び場確保の取組み【拡充】

### 第4次基本構想のめざすべき姿等

多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。

### 将来像に向けた方針（現：将来像に向けた方向性と取組み）

子育て世帯の様々なニーズに応えるため、子育て支援の充実と子育て環境の整備に取り組むとともに、保育等サービスの質の向上を図る。

|      |    |                                                                                                                                                                         |
|------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要 | 内容 | 子どもの成長過程においては、外遊びが必要かつ重要であることから、区は、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに努めています。<br>令和5年度は、子どもの遊び場推進会議や公園・児童遊園等整備方針の改定に伴うアンケートの結果を踏まえ、新たな遊び場を1か所以上確保することをめざし、子どもの外遊び環境の充実に取り組んでいきます。 |
|------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |             |             |       |
|-----|-------------|-------------|-------|
| 事業費 | 予算現額        | 決算額         | 執行率   |
|     | 91,083,000円 | 71,313,593円 | 78.3% |

事業実績

○令和5年度実績  
(1) 新規遊び場の確保

|      |                 |
|------|-----------------|
| 実施場所 | 東京中華学校（五番町14番地） |
| 実施日時 | 毎週日曜14時～16時     |
| 開始日  | 3月24日           |

(2) 運営実績

| 場所           | 実施回数 | 参加人数   | 場所        | 実施回数 | 参加人数   |
|--------------|------|--------|-----------|------|--------|
| 外濠公園総合グラウンド  | 31回  | 418人   | 芳林公園      | 31回  | 360人   |
| 和泉公園         | 82回  | 1,647人 | 旧永田町小学校   | 35回  | 599人   |
| 東郷元帥記念公園下段部分 | 26回  | 972人   | 東京中華学校    | 2回   | 22人    |
| 小川広場フットサルコート | 33回  | 733人   | ふじみこどもひろば | 115回 | 3,005人 |
| 旧今川中学校       | 33回  | 452人   | 総計        | 388回 | 8,208人 |

※「ふじみこどもひろば」は、10時と16時30分の参加人数を合計して記載  
※「ふじみこどもひろば」の一部は、保育園の代替園庭としても活用

|                             |                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年度予算への対応<br>実績を踏まえた評価・課題 | 当面の目標であった小学校の区域ごとに1か所（計8か所）の遊び場設置が完了していますが、引き続き子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で、のびのびと遊べる環境整備に向けて、関係部署と連携しながら、実施場所・日時の拡大を図る必要があります。<br>令和7年度は、令和6年度に引き続き、新規遊び場の確保や実施日時の拡大を図り、子どもの外遊び環境のさらなる充実に取り組んでいきます。 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                 |            |             |
|-----------------|------------|-------------|
| 所管課 子ども部 子育て推進課 | 決算参考書 156頁 | R5予算の概要 43頁 |
|-----------------|------------|-------------|

### 3 有識者意見

上岡学（武蔵野大学副学長）

#### （１）お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

##### 《 評 価 》

新しく竣工されたお茶の水小学校は校内学童クラブ機能を拡充した施設であることを見学して確認できた。今後、ますます需要が高まると考えられる放課後の児童の居場所作りに対して積極的に推進している。

また、体育館をはじめ地域の防災拠点として考えられた校舎づくりとなっている。自家発電機能も備えているということでインフラについても考えられている。

校舎内には地域コミュニティを意識したスペースもあり、地域を大切にするとともに学校との関わりも考えられていることがわかり工夫されている。

最後に、屋上にビオトープが設置されていること、屋内プールや体育館を地域にも開放していることは地域とのコミュニケーションという観点から評価できる。

##### 《今後の取組み》

校内学童クラブについて、施設の整備とともに今後は質（内容）をどのようにあげていくかが課題である。そのためにどのようなニーズがあり、どのように実施可能か検討するとともに実現できることを拡げていけるとよい。

地域の防災拠点としては、実際にどのようなときにどのような施設が利用可能かをシミュレーションして、その情報を広報で発信し、イメージを伝えておくことと実際の場面で役立つと考えられる。そのような情報共有ツールを作成できるとよい。

また、地域のイベントや学校のイベントを地域のコミュニティを目的とした内容のものとして新たに企画するとさらに深まるのではないかと考えられる。

そして、教室、校庭、体育施設等の学校施設は児童の有効利用が優先である。まず児童がいかにより有効利用できるか考えていただき、そのうえで空き時間を区民により有効活用してもらおうという理念でこれからも推進していただきたい。

## (2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### 《 評 価 》

教育研究所を設置されており事業として5つが示されている。

- (1) 教育に関する調査・研究、資料及び利用に関すること。
- (2) 教職員の研修に関すること。
- (3) 千代田区立小・中・中等教育学校の採択教科書の展示に関すること。
- (4) 適応指導教室（はくちょう教室）に関すること。
- (5) その他、教育委員会が必要と認める事業に関すること。

実際に見学してこれら5つの事業を推進するための施設として充実していることが感じられた。中でも適応指導をはじめ不登校対策及び子育て支援の充実が充実しており、「スペシャルサポートルーム」「バーチャルラーニングプラットフォーム」「民間フリースクールとの情報共有」を実施しているところが評価できる。

また、その他の事業も丁寧な取り組みをされていることが確認できた。

### 《今後の取組み》

民間フリースクールとの情報共有が重要であると思う。民間フリースクールとの棲み分けや共有する部分など多くの課題があると思う。

また、細かな点であるがそれぞれの施設が無機質な感じがした。ヨーロッパの同様の施設を見学したときに感じたことは施設が温かい感じがしたことである。具体的には廊下や室内に植物、花、絵画があった。これらは環境整備の点で意外に重要である。居心地のよい環境を整えることも一つの視点として持つとよい。

事業（1）に関しては、千代田区ならではの調査・研究が実施されるとよい。千代田区は教育研究の盛んな地域と認知される試みになるのではないかと考える。

最後に、教員研修の充実と広報を積極的に行うことで千代田区の教員の質を向上させることに貢献できるのではないかと考える。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

#### 《 評 価 》

子育て世帯のニーズに応えるため、子育て支援の充実と子育て環境の整備に取り組むとともに、保育等サービスの質の向上を図ることを目的に事業は拡充されていることが確認できた。0歳児から中高生までを視野に入れ、取り組まれている。事業費に関して中高生の居場所づくりの執行率は31.5%と低い数値であるが利用実績との関係であることが説明され、問題ないことが確認された。それ以外の事業は執行率90%前後であり、適切な計画と執行である。

児童館の体育施設利用に関して17時以降中高生に開放していることは評価できる。千代田区が中高生に対しても事業に取り組むことは重要である。

学童クラブに関して利用状況は19あるクラブの定員に対して超過しているクラブは12ある。しかし超過数は数人から1割程度であり問題ない範囲であるし、むしろ一定数の児童に利用されているという状況としては好ましい状況である。

#### 《今後の取組み》

区立四番町児童館移転改築が計画されているが着実な実施が望まれる。今後も学童クラブや児童館は公共施設として必要であり、児童や中高生の健全な育成に大切な施設である。その充実が区の教育に対する姿勢として評価されるので今後も拡充が必要である。

中高生に対して「中高生タイム」として対応されていることは区の姿勢としてとても評価できる。今後も中高生に何ができるのか、その需要を検証し、対応されると区としての特色になると思われるので続けられるとよい。

フレーム的な充実（量的）とともに、さらに内容的な充実（質的）を目指すことが望まれる。何があるかとともに何をしているのかという点を充実できるとよい。支援内容の充実として「地域子育て相談機関」「ヤングケアラー支援への対応」を課題としてあげられているのでこれらを含め質的な充実が今後重要である。

#### (4) 子どもの遊び場確保の取組み

##### 《 評 価 》

平成 25 年より「子どもの遊び場事業」として始められ、10 年あまりの実績がある。子どもが外でのびのびと遊べるようにという本事業はこれからも非常に重要であると思われる。昨年度新規に遊び場を 1 か所確保したことで 9 か所となり事業が順調に拡大している状況である。

運営実績に関しては日曜日に場所を開放し、総計で 388 回となっている。また利用参加人数も述べ 8226 人と多くの児童や保護者に利用されていることがわかる。遊び場の確保は都心では大変難しい状況であるため、今後も継続的に推進されるということであり評価できる。

各遊び場には研修を受けた指導員が配置されていることは場所の提供のみならず、遊びの支援や管理においても重要であり、今後も継続してほしい。

##### 《今後の取組み》

夏の遊び場に関しては、近年の酷暑の状況では外遊びができない場合が多く想定される。今後は外遊びの確保だけでなく、エアコンで空調管理された熱中症に配慮した環境を提供することを考えなければいけないだろう。そのように考えると夏場は室内のたとえば空調の効いた体育館などがより望ましい環境となる。

各遊び場に指導員が配置されているということであるが管理体制と責任の所在を明確にしておく必要があるだろう。何か起こったときの責任の所在を利用者は明確に理解しているのか、理解させているのか。また利用者の確認を現在されていないようであるがどのように運営していくかも含め、今後検討されるとよいだろう。

いずれにしても遊び場の少ない都会において大変有意義な事業であり、今後継続されることが望ましい。

## (1) お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

### 《 評 価 》

本事業は老朽化した小学校校舎の機能更新及び幼稚園舎の小学校校舎への取り込みに向けた大きな施設設備事業である。令和5年度内に校舎が完成し、翌年度4月（令和6年度）の新学期からスムーズに学校・園・校内学童クラブの運営が行われている。校舎の完成まで児童は仮校舎への通学を求められたが、学童擁護員による通学の見守り・送迎バスの運行・通学定期の補助等、「安全・安心な通学」に向けた取り組みを教育委員会は積極的に行ってきた。また、令和5年度には新校舎移転に向けた教育委員会と学校・園との十分な調整が行われ、教材等の必要物品整備や新校舎への引っ越し作業が丁寧に行われた。例えば、児童机は「一人一台タブレットや大きな教科書」に配慮した天板の大判ものが導入され、新しい教育方法を見据えた使いやすさや収納を考えた備品類が購入されている。大きな施設整備事業では不安を抱える学校・園と教育委員会の連携は何よりも大切であり、こうした学校運営に配慮した学務課の対応を高く評価したい。さらに地域の中の学校として「新しい学校の役割や機能」を紹介する『誰でも参加可能な施設見学会』の実施は、学校・園を区民等にアピールする場とともに学校・園を理解していただく機会となった。

### 《今後の取り組み》

今回の校舎・園舎の改築及び整備の目的には、老朽化対応や教育活動の充実とともに「地域コミュニティの核」及び「防災拠点」としての役割を掲げており、具体的にどのような対応を行っていくかを区民に向けて具体的に示していく必要がある。また、巨費を投入した公共施設であり、学校教育上支障のない範囲で社会教育やその他公共の目的で、体育館・特別教室・屋内プール等を使用することができる「目的外使用」についても利用者や利用団体等との意見交換や調整を図り積極的に開放していくことが求められる。ただその際、学校・園の管理職や教員が学校開放等の役割を担うことがないようにハード面での仕切りの活用やソフト面でのルールづくりの工夫等を教育委員会主導で図ってほしい。

## (2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### 《 評 価 》

コロナ渦の影響があったとはいえ、令和4年度の全国の不登校児童生徒は前年の2割増と過去最多の29万9千人となった。また、学校内外の専門機関に相談をしていない児童生徒が不登校児童生徒の4割の約11万4千人とこれも過去最高となった。こうした危機的な状況を踏まえて、千代田区教育委員会では教育長を先頭に「誰一人たり残されない学びの保障」に向けて意欲的な取組を学校内外で展開してきている。①スペシャル・サポート・ルーム（SSR）の設置 ②バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の導入と活用 ③フリースクールとの情報交換と連携を進めてきた。

また、令和5年度、はくちょう教室（適応指導教室）を神田さくら館から民間ビルPMO神田須田町に移転し、はくちょう教室の機能拡大を図った。移転により適用指導教室として使用できるスペースが拡充し、校種別の学習教室や個別学習室、少人数で軽運動ができるスペース等充実した環境を整えている。このことにより、不登校児童生徒のはくちょう教室の利用率は令和2年度が約12%であったのに対し、移転した令和5年度には約35%に増加した。移転によるスペースの拡大が個別学習ブースの充実、少人数での運動活動や異年齢の子どもたちとの交流の場が増え「学習の流れや社会性の発達」によい影響を与え、適応指導教室として児童生徒への支援環境が向上している。

### 《今後の取組み》

今回の施設の一部移転は教育研究所、はくちょう教室及び児童・家庭支援センターの一部機能を一時的に移したもので新たな移転先が決まるまでの暫定的な措置である。今後、児童福祉と母子保健の一体的な支援ができる総合的な児童・家庭支援センターの設置を進めたいとのことであり、未来を見据えた検討結果を大いに期待をしたい。

はくちょう教室（適応指導教室）では一人ひとりの児童生徒のニーズに合わせた個別の支援や専門的なサポートが行われ、通常の学校とは異なる落ち着いた環境での学習や生活が保障されている。ただ一方で、通常の学校のカリキュラムとは異なるため、場合によっては学習内容の遅れや受験への対応に課題が残るのではないかと。将来を見据え、適応指導教室とは別に特別なカリキュラム編成や授業時間を減らすなど柔軟で学びやすい教育編成を可能とした新たな学校、「不登校特例校」の設置についても検討してほしい。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

#### 《 評 価 》

学童クラブは児童の放課後や学校休業中の生活を保障し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する役割を担っている。多くの自治体で子どもの数は減少傾向にあるものの学童クラブ登録数は増加傾向にあり、待機児童が生まれているのが現状である。本区では公設公営の4つの学童クラブの運営を行いながら、学校内に設置されている民営の学童クラブ及び夜間延長の保育を実施している民営の学童クラブに区として運営支援をすることで、保護者のニーズに応える待機児童ゼロを堅持する取り組みがなされている。23区内でも放課後の子育て施策が計画的に進められている地区と言える。こうした学童クラブの設置に向けた動きと共に保育の質の向上が求められ、本区では障害のある子どもの受け入れへの人的支援を実施してきた。地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考えに立ち、子ども同士が生活を通して共に生活できるよう、障害のある子どもも学童クラブを利用する機会を確保されるための適切な環境を整えたことは大いに評価できる。また、令和5年度には医療的ケア児が在籍する学童クラブに対して、看護師等の配置に係る経費を予算計上することで医療的ケア児の放課後の保育に向けての新たな環境整備を図った。このことは医療的ケア児の安全・安心な放課後の居場所の確保につながり高く評価したい。

児童館事業等の拡充の項目で、「児童館の日曜開放及び児童館・児童センターにおける中高生タイム（Wi-Fi 設置）」の事業評価については、子どもの居場所や遊び場の確保に対応する施策であると思うが、実績を確認するデータ等が少なく評価が難しい。

#### 《今後の取組み》

区として公設公営の学童クラブを運営する中で、民間学童クラブへの運営支援を継続し、今後も待機児童ゼロを堅持してほしい。また、学童クラブでの医療的ケア児等の受け入れについて区のホームページで受入要件等を明示することを検討してはどうか。現行では検索をかけると医療的ケア児支援協議会等の資料がアップされているのみである。



#### (4) 子どもの遊び場確保の取組み

##### 《 評 価 》

子どもの遊び場に関する課題として、外遊び及び集団遊びの減少、遊具の撤去やボール遊びの禁止などが挙げられる。特に外遊びの減少は、TVゲームやスマホの普及・公園ルールの厳格化・放課後の塾や習い事・安全面や近隣トラブルへの配慮など理由はさまざまである。外遊びの減少は子どもたちの体力低下・集団での協調性・忍耐力の低下・異年齢間での遊びの伝承がなされないなど課題も多い。本区は「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」を制定し、子どもの遊び場推進協議会や児童遊園整備方針の改定に伴うアンケート結果を踏まえ、新たな遊び場の確保を計画的に行い、目標であった小学校区域ごと1か所(計8か所)の遊び場設置を完了している。このことは、条例の目的である「子どもたちが自由に外遊びを楽しむ環境整備」及び「子どもたちの体力及び運動能力の向上」に合致するものである。

単に遊び場所の提供だけでなく、子どもの安全管理や遊び相手を担うプレーリーダー(大学生)を各所に配置している点は保護者の安心にもつながっている。

また、日々の実施場所や実施時間の周知については区のホームページ等で確認ができ、さらに天候の急変等で遊び場として利用できない場合には「千代田区子どもの遊び場中止連絡X(旧 Twitter)」で知らせるなど迅速できめ細かな対応がとられている。こうした取り組みの充実により遊び場の利用者は年々増加している点を高く評価したい。

##### 《 今後の取組み 》

事業概要に「子どもの遊び場推進会議や公園・児童遊園等の整備方針の改定に伴うアンケートの結果を踏まえ、新たな遊び場を1か所以上確保することを目指す」とあるが、計画に「子どもの思いや願い」(意見)はどのように盛り込まれているのか。子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスと子どもの意見を何らかの形で明示する工夫をしてはどうか。

学校では熱中症対策として「暑さ指数(WBGT)」で外遊びや部活動を中止し、冷房の適切な使用を指導している。温暖化傾向にある都市部において遊び場を確保し拡充していくには冷房の効く体育館等も新たな遊び場として加えることを検討してはどうか。

## （１）お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

### 《 評 価 》

学習環境として、ICT の環境、児童の机や教室のサイズ、特別教室や図書室の充実、体育館の広さ、屋上緑化、幼稚園の図書コーナーなど幼児・児童の学びを支える環境がとても充実している。こうした恵まれた環境の中で幼児・児童がどのようにして学んでいるのか、教職員はこれらの環境をどのように生かしているのか、具体的な姿も参観してみたい。

学童クラブの規模や対応する部屋の様子などは見学することはできなかったが、学童クラブへの配慮等も工夫しており、時代のニーズに対応することが出来ている。

また、施設設備については、地域への公開を行いやすい工夫がされている。特に、体育館の広さは様々なスポーツに対応できることから地域のスポーツ団体が利用しやすい環境になっている。

さらに、地域の防災拠点としては自家発電の機能等の施設・設備が整っている。

### 《今後の取組み》

ハード面の充実は素晴らしいので、次はこれらの施設設備を生かした幼児・児童及び教職員がどのように感じているのか、また、これらの環境を生かした学びの具体的な事例等を収集し、適切な指導助言を行うなど、求められている主体的な学びにつながるような学習活動が実施されることを期待している。

地域の防災拠点や地域コミュニティの核として機能を充実させるためには、運用面での支援が必要であると考ええる。地域の方々含め多様な団体が利用することからそれぞれの実施状況を把握したり、問題点があればその解決策を明らかにしたりするなど、円滑で適切な運用と施設設備の維持、管理面について教育委員会として支えてほしい。

## (2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### 《 評 価 》

立地の良い場所と設備等の工夫により不登校児童生徒のための「はくちょう教室」及び教育研究所等がそれらの機能を充実させることが期待できる。特に、「はくちょう教室」が学校内設置ではなくなり民間のビルになったことによって通学しやすくなった児童生徒もいると思われる。また、学習室内の内装等が整備され、より学びやすい環境が整備されている。

100 名余りの全ての不登校児童生徒をあらゆる方策で対応しようとする教育委員会の姿勢は子ども達及びその保護者にも理解していただけたと思う。

不登校対策の4つの柱に基づいて様々な対策を進めており、その成果に期待している。保護者からの見学希望も多数あることも保護者のニーズがあるからだと考え。また、「はくちょう教室」の施設設備や学習面・生活面での工夫、スペシャル・サポートルームの全校設置、フリースクールとの情報交換などの多面的な対策は不登校児童生徒にとって有意義である。

### 《今後の取組み》

不登校の要因は多岐にわたっており解決することは容易ではない。しかし、4つの柱に示されているように多面的な解決方法に取り組むことにより成果が上がることを期待している。

どこのクラスにも起こりうる不登校であることから、教員への働きかけは重要である。4つの柱の内容について理解や不登校そのものに対する深い認識、様々な関係機関等との連携のあり方など生活指導担当教員のみならず全ての教員に周知することが求められる。教員研修等の内容を工夫して取り組んでいただきたい。

不登校の児童生徒から意見や感想、例えば、自分自身はどうしたいのか、どのようなことを期待しているのか、などの子どもたちの考えを聞き取り、それらを生かして今後の施策を工夫していくことをさらに深めていただきたい。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

#### 《 評 価 》

子どもの体力・運動能力の低下、人間関係の希薄さなどが課題となっている中、放課後等の子ども達の居場所を多様に設置していることは、これらの課題解決に向けた取り組みとなっている。利用者数も多く、工夫された活動内容に対して子ども達も保護者も満足していることが推察される。参観した施設でも子ども達が仲間と関わりながら楽しんでいる様子を見ることができた。中高生タイムもその年代の子ども達の居場所として意味のあることと捉える。さらに医療ケアの必要な子どものための予算も確保しており、誰もが安心して子育てをすることができる環境が整えられている。また、ヤングケアラーについても視野に入れているとのこと、多様な背景の子ども達のニーズに沿うよう事業を進めていることは素晴らしい。異年齢の子ども達や背景の異なる子ども達が互いに交流し、理解し合う場所としても大いに機能することが期待できる。

また、子ども達が放課後の時間を生き生きと過ごすためのスタッフも充実しており、子育て支援が着実に進められている。

#### 《今後の取組み》

子ども達が集まれば自ずと人間関係のトラブルなども生じることが予想される。いじめ問題や集団になじめない子どもなどへの対処について、保護者や学校との連携を密にしてトラブルをきっかけにより良い人間関係づくりへのステップにしていくよう適切なアドバイスを行うなどの解決方法を工夫していただきたい。そのためにもスタッフの資質能力を向上させる研修等の充実も必要となると考える。

運営者が民間の場合には特に学校や保護者との連携について、教育委員会の適切な指導が求められる。同じ子どもが場所を変えて生活をする場であり、学校や家庭とは異なる姿を見せている場合もあるため、丁寧な連携が行われることを期待している。

利用する子どもが高学年になると少なくなっているが、全ての子どもが中学校を受験しているのではない。そうした子どもたちにも魅力ある場を考えてみたらどうか。例えば、毎日ではなくてもプログラミング教室や英会話教室など高学年の子どもを対象とした内容の実施も考えられる。

## (4) 子どもの遊び場確保の取組み

### 《 評 価 》

都心の子ども達は外遊びが不足し、体力や運動能力に課題が見られる。そうした実情を踏まえ、外遊びのきっかけとなる遊び場について「子どもの遊び場推進会議」を設置し、積極的に事業展開を行なっている。参加人数も前年度より増加しており、今後もこの事業が支持されていくことが期待できる。また、小学生や就学前の子ども、乳幼児を対象としていることから保護者も一緒に外遊びに関わっていることが分かる。保護者にとっても貴重な子育ての場として有効である。

プレーリーダーの配置や管理人の常駐、遊び道具の設置なども整えられ、利用しやすい環境を整備している。特にプレーリーダーについては、委託会社による研修も実施されており、より安心して子どもたちが遊べる環境となっている。

平日は学童クラブや児童館等で子どもたちの居場所を作り、土日は遊び場を設置するなど、いつでも誰でものびのびと遊ぶことができる場と機会を提供している取組みは素晴らしいことである。

### 《 今後の取組み 》

異年齢の子どもたちの交流に加えて、保護者やプレーリーダーである大学生などとの交流も期待でき、人との関わりを学ぶ場としても活用したい。利用にあたって外遊びであることから怪我やトラブル、熱中症の予防などの問題も生ずることが予測される。適切かつ迅速に対応するためのシステムはすでに整えられていると思うが、さまざまな危機対応についても教育委員会がリーダーシップをとって進めていただければと思う。

## （１）お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

### 《 評 価 》

自家発電や太陽光発電、免震構造、屋外グラウンドの確保と屋内可動床プール等、子どもの安心・安全で充実した学習・生活環境や、地域の防災拠点、地域コミュニティの核としての役割を踏まえ、充実した施設整備がなされている。

備品・物品の選択は園・学校の要望も取り入れながら行ったとの説明があり、家庭科のキッチンの使い勝手や児童の姿勢に着目した椅子等、子どもの視点に立った細やかな配慮がなされている。

子どもの健やかな育ち、学びの環境として重要な場である幼稚園の絵本コーナー、学校図書館は、絵本の表紙が見える書架の設置、子どもがリラックスして過ごせる空間や環境の工夫が施されている。また、屋上のビオトープや菜園などの環境は、ワクワクするような居心地のよい環境となっている。

こうした施設環境が子どもたちにとって、興味・関心をもって主体的に関わることができる身近な場となり、豊かな心情や思考力を育んでいくよう、柔軟な教育活動の実践を期待する。

### 《今後の取組み》

屋内プールについて、富士見小学校のようにプールを使用しない期間は蓋をして、子どもの運動スペースや地域コミュニティ活動のスペースとして有効活用ができるとよいのではないかと考えたが、体育館のスペースなどある程度の広さが確保できていること、富士見小学校の場合は芝生の養生期間対応の措置であるため、お茶の水小学校では選択しなかったこととの説明をいただいた。納得する一方で、養生期間でなくても学校（園）の教育活動やPTA主催のイベント開催など様々な利用価値があり、今後、児童数の推移や地域コミュニティの利用希望の実態などを踏まえながら、必要に応じて検討していくとよいのではないかと考える。

## (2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### 《 評 価 》

不登校対策事業において4つの柱を立て、「誰一人取り残さない教育」を目指し、全学校へのスペシャルサポートルーム（SSR）の設置、はくちょう教室の拡充による学習環境や交流スペースの環境整備など、より子どもの実態に応じた対策が練られている。

不登校への対応として、まずは心のケアが大切であるが、学校復帰を目指すことを考えたとき、学習内容がある程度、学校のペースと合っていることは重要である。教育研究専門員や指導主事の方々のサポート、学校との連携体制があることは大切である。さらに、オンラインでの授業参加など、一人ひとりの子どもの状況に応じて、個別学習あるいは学校の雰囲気や情報を得ながら学習できる体制づくりなど、多様な支援が望まれる。

4つの柱のなかのバーチャルラーニングプラットフォーム（VLP）については、東京都と連携しながら内容の充実を図っていきたいとのこと。メタバース空間が新しい居場所や学習の場となったりすることは、ゲームに馴染んでいる子どもたちにとっては、直接顔を見せることもなく参加しやすいと考えられる。VLPが心の安定や学校復帰、現実社会でのコミュニケーション力にどうつながっていくのか、その効果については今後検証しながら、不登校対策にどのように位置づけていくのかを考えていく必要がある。

### 《今後の取組み》

保護者の見学希望の多さや学校への復帰率の低さにも、不登校児童の抱える心情の複雑さを感じる。学校への復帰を目標としながらも、人生を見据えた長いスパンの中で個々に応じた粘り強い支援と、学校や保護者との連携が不可欠であると実感する。5年後の移転に向けて、高校進学後、さらには社会に出てからの状況など長期にわたる実態把握や、不登校体験者からの聴き取りなども参考にしながら、支援の一層の充実につなげていけるとよいのではないかな。

お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業についても同様であるが、改築・移転整備にあたっては、保護者・地域の方々のご理解・ご協力、多くの関係部署職員の方々のご尽力があったことを思い、各施設・事業の一層の充実・発展を願う。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

#### 《 評 価 》

全国的に「小1の壁」が課題となっている中で、学童クラブの待機児童がゼロであることは高く評価できる。今後、児童数の増加が見込まれる本区において、新規の学童クラブの整備が進められていることも、子育て家庭のニーズに応じた施策である。

西神田児童センターの視察を通して、乳幼児親子がゆったりと過ごし、親同士がつながる機会や子育ての相談が気軽にできる児童館を一層広報し、多くの親子に利用してほしいと感じた。また各児童館だよりを読むと、小学生に行事の実行委員を募るなど活躍の場を設けたり、中高生タイムではダンスや音楽、運動など興味に応じた活動を楽しむことができたり、ペアレントトレーニングや親子触れ合いのプログラムが豊かに計画されていたりなど、それぞれの世代で楽しめる工夫がなされている。小学生は戸外で自然に触れる体験も重要であり、地域環境を利用した活動も望まれる。

#### 《今後の取組み》

障害児や医療的ケア児等の受入れにあたり、職員や看護師の配置のための補助は、誰一人取り残さないきめ細やかな支援のために重要な事業である。今年度の利用実績はなかったとのことであるが、現段階では、予算の措置には障害者手帳や診断書などの提出が必要である。近年、診断は受けていなくても個別の支援を要する児童は増えてきている。安心・安全できめ細やかな支援ができるよう、また現場に過度の負担がかかりすぎないように実情に応じた対策が求められる。

課題としてヤングケアラー支援があげられている。児童・家庭支援センターや学校等、関係諸機関との連携体制を十分図りながら、子どもにとって必要な時間を過ごし、心の安定を図りながら成長していける支援が行われることを期待する。



#### (4) 子どもの遊び場確保の取組み

##### 《 評 価 》

休日にプレーリーダーを配置したり遊具を貸し出したりして、子どもたちがのびのびと戸外遊びを楽しむことができるようにすることは、都会の子どもたちにとって大切な環境づくりである。普段、ボール遊びが禁止されている公園でも、プレーリーダーの見守りの中で楽しんだり、乳幼児から小・中学生まで動きの異なる子どもたちが、場をうまく使いながら安全に遊んだりできる。また、プレーリーダーを担う大学生にとっても、子どもたちと触れ合う体験は将来に活かされる貴重な体験である。

##### 《 今後の取組み 》

今後も夏は猛暑日が続くことが予想される中で、室内の遊び場の確保も課題となる。様々な施設・関係諸機関の理解と協力が一層必要である。

子どもの遊び場確保についての事業を考える中で、子どもが育つ環境が限定的になってきていることを再認識し、公園や学校等で遊ぶ子どもたちの声への苦情や安全への意識など、考え方も多様化する中で、子どもたちに人の立場になってマナーやルールを意識できるよう指導していくとともに、次世代を育む温かい地域社会の醸成を一層図っていくことが大切である。

## （１）お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

### 《 評 価 》

夏季休業期間中で実際の授業の様子を見ることはできなかったが、特別教室も含め短焦点のプロジェクタを設置し、児童用の机の天板も通常より大きいものに端末落下のための措置を施すなど、1人1台端末を用いた教育の推進に必要な整備が行き届いているように見受けられた。広い窓から錦華公園の緑が見える教室が多く、校庭、体育館、プールなどの体育施設も一定の広さと高い質を確保し、都心とは思えない学習環境になっている。廊下は一見無機質な印象も受けるが、それぞれの部屋の説明を子どもたちが作成して掲示するなどして雰囲気を和ませるような工夫も見られる。

幼稚園、校内学童クラブも同一校舎内に整備され、校庭だけでなく錦華公園でも遊ぶことができるよう配慮されている。学童クラブの子どもたちが利用できる施設もクラブの領域に限らず確保できているようであり放課後ものびのび活動する環境が整えられているものと思われる。

他方、地域コミュニティの核としての役割については校舎内のプールや体育館、校庭など建て替え前よりも広範囲な施設を地域に開放している。

### 《 今後の取組み 》

屋上のビオトープや菜園、錦華公園の樹木の上部を間近に観察することもできる教室の窓など、都心の中で貴重な自然に触れる場が確保できているので、これらを活かした教育活動を企画していくことが期待される。

地域コミュニティの核としての役割については今後利用状況のデータ化や利用者のアンケートなどを通じて期待される役割を果たしているか確認していく必要がある。また、本区では子どもたちの遊び場としての公園整備事業も重要な事業となっているが、温暖化の影響で屋外での活動が制約されていることから、同校体育館にプレーリーダーを配置した遊び場確保などにも活用することはできないだろうか。

## (2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### 《 評 価 》

休業期間に入っていたため子どもたちの様子を見ることはできなかったが、校種ごとの集団での学習室、個別の学習室などが整備されており、一定の学習習慣がつけられるようなスケジュールの中で子どもたちが自学自習できる環境が整えられていた。教育研究所の関係者が適宜相談を受けることができる体制も整備されていた。視察当日は質問できなかったが、はくちょう教室（適応指導教室）を民間の貸しオフィスに移転したことにより、来室する子どもたちは気持ちの上での通いやすさにどのような影響を受けているのかが気になった。

100 名程度いる不登校児童生徒に対して、本年度から①各校に設置されている SSR(Special Support Room)、②都が進めている VLP (Virtual Learning Platform)、③区内 10 数ヶ所にあるフリースクールとの連絡調整、④はくちょう教室の 4 本柱で対応するような方針をとっているということだが、説明にもあったようにどこにもつながっていない子どもたちへのアウトリーチが課題になっているようである。

### 《今後の取組み》

各自が端末を持参することで学校から配信される授業を視聴することについて調整しているということであったが、子どもたちの状況によっては教室の様子が見える授業配信の方が良いのか、個別に受講できる授業を視聴できるようにした方が良いのか検討していく必要はあるように思われる。民間ビル内に設置されたはくちょう教室への通いやすさについてもぜひ子どもたちの声を聞いてみてほしい。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

#### 《 評 価 》

今後の児童数の変化などの将来予測を行いながら計画的に拡充整備を図っている。民間事業者の誘致においても適切に審査を行って質の維持を図っていることが確認できた。小学校構内に併設されている学童クラブについても児童の遊び場が制約されないよう十分な配慮がなされている。児童館の日曜開放など子育て世代のニーズに応えるような環境整備を進めており、本区第4次基本構想の目指すべき姿の実現に向けた着実な事業遂行ができていているように判断できる。

#### 《今後の取組み》

利用していた生徒の卒業や放課後デイサービスを提供する事業者の参入などにより、これまでの中高生の居場所づくり事業のうち「障害児放課後居場所事業」に対するニーズが大きく減衰し、予算の執行率の低下につながっている点については、予算の有効活用を進める観点からもニーズ調査等に基づき新たな事業を構想するか、他の学童クラブ・児童館関連事業への予算の振り替えなどを検討する必要がある。

### (4) 子どもの遊び場確保の取組み

#### 《 評 価 》

都心においても外遊びの環境を整備したいという意図のもとで、これまで長年利用できる空き地の探索や高額な予算を費やして時限的に借り受け整備を進めるなど多大な工夫をして事業が継続されている。区内在住の子育て世代が近隣での日曜日の遊び場を確保する上で貴重な事業となっている。

#### 《今後の取組み》

さまざまな努力が認められる一方で、昨今の温暖化の影響による夏季を中心とした高温期が拡大しており外遊びが実質的に危険を伴う状況が増加している。外遊びが重要であることを否定はしないが、夏季期間においては学校の体育館やプールなどにもプレーリーダーかそれと同様の指導者を配置するなどして、ボール遊びを含むのびのびと子どもたちが遊ぶことができる環境の整備をすすめることが急務ではないだろうか。

## 4 各事業についての評価及び今後の取組み

### (1) お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

#### ア 子ども施設課

老朽化した小学校校舎の機能更新に当たり、幼稚園舎を取り込みつつも、校庭、体育館、プールなどの体育施設について一定の広さと高い質を確保するなど、子どもにとって安心・安全な充実した教育環境を整備した点。加えて地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設整備がされている点について評価をいただいた。

一方で、地域コミュニティの核としての役割である学校施設の地域開放については、まずは児童による施設利用が優先されるべきであること、及び教員等に新たな負担が生ずることが無いように工夫すべきであることについてご意見をいただいた。また、地域開放を実際に利用される方々の要望などを聞きながら、開放の内容や運営方法などについて、柔軟に改善を検討していく必要があるとのご意見をいただいた。

今回の施設整備においては、地域開放に伴い学校・園の運営に支障が生じないように、開放する部分と開放しない部分とを、その利用者動線も踏まえて、あらかじめ分離して配置している。そして、地域開放の際の受付などについても、教員等の負担とならないよう、学校職員とは別の人員を配置し運営を行っている。

しかし、本年度は施設利用の開始初年度であるため、計画時には想定できていなかった様々な気づきや課題が明らかになってくるものと考える。

今後も、学校・園の利用者と地域開放の利用者の声を注意深く拾い、運営や利用方法の見直し、設え等の改修について検討し、具体の改善に向けて取り組んでいく。

#### イ 学務課

新校舎で使用する什器や教材をはじめ、各種必要物品の整備に当たっては、児童・園児がより施設を使いやすくなるような備品の導入を目指し、学校・園と相談しながら進めることで、子どもの視点に立った細やかな配慮がなされているとの評価をいただいた。今後も引き続き、学校・園と連携し、子どもたちの学びを支える教材等の配備を行っていく。

そして、お茶の水小学校・幼稚園の新校舎整備に伴い、工事期間中の仮校舎運営として、通学・通園に負担が生じる児童・園児のためにバスを運行した

ほか、通学費の補助や警備を配置する等、「安全・安心な通学」に向けた取り組みを積極的に行ってきたとの評価をいただいた。新校舎への移転が完了したため、バスの運行や通学費の補助は終了するが、小学校の登校・下校時における交通安全指導については、他の区立小学校同様、引き続き、シルバー人材センターの委託を活用しながら子どもの「安全・安心な通学」に向けた取り組みを進める。

お茶の水小学校・幼稚園の学校施設の開放についてご指摘をいただいたうち、校庭開放については、引き続き、教職員に負担のないかたちで区内の幼児・児童の安全な遊び場確保のために校庭を開放していけるよう、各学校の地域や保護者で組織される校庭開放運営委員会に協力を求めていく。

## **(2) 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実**

本年度から重点的に取り組んでいる不登校対策は、4つの柱による支援体制を構築していることから、一定の評価をいただいた。これらの取組が、すべての子どものニーズに応じた支援となっているかについては、取組の効果検証・分析を行っていく必要がある。さらに、不登校の背景が多様化している現状において、どこにも繋がることのできていない子をどう支援していくかは、今後の課題である。民間のフリースクール等との連携を早期に進めていくことも、多くの子どもを支援する上で喫緊の課題の一つである。

また、はくちょう教室は、ここ数年で登録者数や利用率が増加している。単なる居場所づくりとならないよう、校外学習や調理実習、近隣小学校での体育活動など、独自のカリキュラムを組んで、子どもたちの学びを支援している。今後は、学校復帰を目指した学習面のサポートや学校との連携など、一人ひとりに応じた支援体制をさらに強化することが求められている。そのため、施設面の充実とともに、支援の質的向上を目指すとともに、教員の意識向上と理解促進を図るべく、教員研修の充実を図り、不登校対策をさらに推進していく。なお、不登校特例校の設置については、当区の少ない学校数を踏まえると大変難しい状況であり、今後の不登校者数の推移や他区の取組・検証状況などを注視していく。

本年度の施設移転は、教育研究所とはくちょう教室及び児童・家庭支援センターの一部機能を一時的に移したものであり、新たな移転先が決まるまでの暫定的な措置である。今後5年間で、子どもへの支援体制が永続的であり、さらに強化できるよう、5年後の移転先の検討を含め、取組を推進していく。

### (3) 学童クラブ・児童館関連事業

学童クラブについては待機児童ゼロを継続しているが、利用児童数の増加への対応が求められており、令和7年4月1日の開設を目指して私立学童クラブの事業者公募手続きを進めている。量の確保とともに、子ども達に適切な支援を提供する観点から、各学童クラブに対して、スクールカウンセラーをはじめとする児童・家庭支援センターの職員が巡回を行い、学校や保護者との対応に係る助言などを通じて現場職員を支援する取組みを行っている。本年9月からは各施設が策定する「安全計画」の確認を通じて運営状況の把握と必要に応じてアドバイスも行っていくこととしている。

こうした取組みを継続するとともに人材の確保や民間事業者への補助等について、必要に応じて点検・見直しを行うことで学童クラブの質と量の確保に努めていく。

一方、児童館については、学童クラブなど小学生の放課後の居場所としての機能に加え、乳幼児と保護者の居場所（「子育てひろば」）から中高生の放課後の活動支援（「中高生タイム」）まで、すなわち0歳から18歳までのニーズに対応する事業展開が求められている。今後、施工中の四番町児童館の着実な移転改築など環境整備に努めるほか、地域のボランティア団体や民間企業等とも積極的に連携することにより、様々なイベントやプログラム等を子どもたちに提供できるよう努めていく。

こうした取組みに加え、区立児童館は子どもと保護者にとって場所・気持ちの面で身近で利用しやすい施設として、人員体制を確保した上で児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の機能を実施することにより、地域の子育て家庭をより一層支援するための仕組みづくりを進めていきたい。

#### (4) 子どもの遊び場確保の取組み

子どもの成長過程においては、外遊びが必要かつ重要であることから、区は、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに努めている。

有識者からは、新たな遊び場の確保、子どもの安全管理や遊び相手を担うプレーリーダーの配置、遊具の貸し出し、日々の実施場所や実施時間の周知などに評価をいただいた。また、夏の屋内遊び場の確保、安全管理などに意見をいただいた。

夏の遊び場に関しては、近年の酷暑により外遊びができない状況となっている。このため、空調の効く体育館などを遊び場として加えることを検討している。

なお、令和6年度においては、猛暑日が続いたことから、試験的に体育館での遊び場の開放を実施したところである。

プレーリーダーには、子どもと気軽に密にコミュニケーションをとれる近い年齢の区内大学生を配置し、子どもの年齢に合わせて遊び内容を変えるなど行っている。

遊び場の安全管理については、例えばゴルフボールや硬球、金属バットやゴルフクラブなどの硬いものの使用を制限したり、公園内の遊ぶエリアの指定などを行っている。今後とも引き続き、各遊び場に応じた安全管理を徹底していく。

当面の目標であった小学校の区域ごとに1か所（計8か所）の遊び場設置が完了したが、引き続き子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で、のびのびと遊べる環境整備に向けて、関係部署と連携しながら、実施場所・日時の拡大を図る必要がある。今後とも、新規遊び場の確保や実施日時の拡大を図り、子どもの外遊び環境のさらなる充実に取り組んでいく。



## 5 有識者による区の教育に関する意見

有識者の皆様より、今回の対象事業に関わらず、広く区の教育に関する事務の在り方等について個々のテーマに応じてご意見をいただいた。

### 上岡学（武蔵野大学副学長）

#### PISA の調査からみるフィンランドの事例と区における教育方法について

公教育の使命は、すべての児童・生徒に学力を保障し、個性や社会性を育成することであると考えます。世界ではどのような教育を行い、どのような効果と課題があるのかを検証し、良いところは取り入れ、課題があるところは慎重に検討すべきです。そのために有効な資料の一つとして国際的な学力調査であるPISAの調査は信頼度の高いデータです。このデータを見ると、高い学力であったフィンランドが下落している。フィンランドの教育とその結果から浮かび上がる学力低下要因を分析することで区における教育方法について学ぶべきことがある。

まず、フィンランドの学力上位だった時期の教育方法は教師主導型であったが、1990年ごろから生徒主導型に転換、さらに宿題削減や教科書検定を廃止、地方分権型の教育を行った。これらの方針転換の効果検証の一つがPISAの2009年以降の結果であるが、点数・順位ともに下落している。生徒主導型は理想的であるが、この教育方法を主に受けた生徒は学力を落としている。

このことから学力を保障するためには教師主導型の教育方法を大切にしなければいけない。同時に、適切なカリキュラム管理と教科書内容の完全理解の方法は何かを本質的に考えることが重要である。

次に、タブレット使用は思うように効果が出にくい。フィンランドでは「タブレット→自由学習→学力向上」と考えていたが、現実には効果的に使用できなかった。丁寧な教育方法を開発し、実践しない限り逆効果になるということがある。時代の要請で慣れること・使用することは必要ではあるが、教育効果を評価することは難しく、マイナスになることも十分考慮に入れる必要がある。

さらに、宿題削減や廃止は慎重に行われなければいけないということである。教育の理想としては自由な時間に自由な学びをすることであるが、その思いで実践したフィンランドでは現実的な結果として、学力格差を生んでしまった。慎重に考え、改善にとどめることが望ましい。

これらのことは日本の公教育では多くの学校で実践されていることであり、その結果としてPISAの学力や順位が上位であり、かつ下落していないということで証明されている。

そして、日本の唯一明らかな課題は、教員の待遇である。PISAの調査にあらわれる世界の国々と比較して業務削減、手当拡充などは明らかに喫緊の課題である。解決策として、小学校では担任制に合わせて外国語・芸術系科目等の教科制を合わせることで持ち時間削減等が考えられる。中学校でも同様に、持ち時間上限を検討する必要がある。残業についての報酬についても、今後検討しなければならない。

## 清水哲也(元多摩市教育長)

### 昨今の公立学校に対する報道について

このところ、マスコミ報道やネットニュースなどで、公立学校に関する一方的な学校批判が出ている状況である。千代田区教育委員会がここで曲げてはいけないのは、教育委員会として「学力」については学習指導要領を、そして「児童・生徒指導と部活」については、生徒指導提要进行を遵守し、書かれていることを忠実に学校に伝え、指導・助言していく。そして、校長先生と先生方を支えていく。それが大事な教育委員会としての役割だと思われる。これを守れば、学校批判の流れは自ずと消えていくであろう。公立学校であることを一番に考えて、不安に思っている保護者や子どもたちを支えていくのは教育委員会の役目である。

また、報道関連でいうと、「区域外就学」についてである。報道されて様々反響があるようだが、千代田区教育委員会において「区域外就学」は今も昔も変わらず、学事、学務を担当する職員が定まったルールを曲げることなく適宜・適切に適用し、運営されている。

そのため、千代田区教育委員会において「区域外就学」という制度は、区民からも信頼され適正に維持されていると思われる。

## 藤井千恵子（元国土舘大学教授）

### 教育委員会における公立学校への対応について

千代田区教育委員会は、あらゆる子どもに対して適切な教育に取り組んでいることがよく分かった。また、子どもに関する予算については、その予算配分がこれから重要なポイントとなってくる。教育委員会は、公立の学校を運営しているため、私立の中学校に行く子どもが多い中で、公立の学校とは何かということも考えて施策を進めていると思われる。

改めて区立小・中学校のホームページ・学校だよりを見ると、夏休み中にも学校として児童・生徒のために行っている様々な取り組みが紹介されている。こんなにもしっかりと取り組んでいるということを多くの区民に認識してほしいと考える。

したがって、大人の論理でいいとか悪いとかではなく、子どもの側に立って、本当によかったことや楽しかったこと、そういう子どもの声をしっかりと聞き取るとともに、その聞き取った声を、しっかりと外部に向けて発信することが重要である。

公立学校の在り方を考えていこうとするときに、軸を曲げずに公立学校としての役割をきちんとやり遂げ、エビデンスに基づき教育行政をしっかりと進め、その結果を区民に報告をすることが必要である。冷静な判断と軸を曲げずに教育委員会としてしっかりと対応してほしい。

学力の問題について、他の区では大半の子どもが私立中に行くところでも、中学校で学力が落ちないような施策を思索しながら行っており、その結果中学生の学力も次第に上がってきている。そのため、千代田区においても特に中学校への支援などをしっかりと行っていくべきだと思われる。去年視察した神田一橋中学校のICTも大変素晴らしい取り組みをされていたので、そうした取り組みなどもうまくPRしていくとよい。

公立の学校に対する、区としての考え方をきちっと軸を曲げずに進めていくことが今は大事かと思われる。

## 糸原淳子（日本女子大学特任教授）

### 幼稚園教育、幼稚園給食の在り方について

全国的に公立幼稚園の園児数が激減しているところで、公教育としての区立幼稚園・こども園の役割を、改めて考えてみる必要があるのではないかと考える。

幼児教育の歴史的経緯からみても、幼稚園教育が学校教育制度の最初に位置づけられている意義は重要であり、国や自治体が幼児教育から高等教育までの接続や連続性を考えながら幼児教育の充実を図っていくことは重要である。千代田区においても0歳から18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な教育施策を展開している。特に架け橋プログラムにより、幼児教育と小学校教育の学びの接続を推進していくことが課題となっている今、公私立・施設類型・校種を越えて共に学び合い連携していくことが不可欠である。区立幼稚園・こども園は、長年の実践研究を土台に、公開保育や研究協議会などを通し、国や都、千代田区の方針に基づいて教育のスタンダードを示していく公教育としての役割に、引き続き寄与していかなければならない。また、特別な支援を要する子どもの受け入れ、インクルーシブ教育の推進も共生社会の形成に向けて一層重要な課題である。千代田区では8校8園体制が確保されており、全国的にも希少なこの体制を維持して教育の諸課題に取り組んでいってほしい。

保護者の園の選択肢として、給食の有無は重要な条件となっており、子育ての支援としても考えていかなければならない内容である。手作りのお弁当は、作ってくれた人の愛情が伝わり、我が子の食の状況に応じて作ることができるなど、これまで重要な役割を果たしてきた。しかし、ライフスタイルの変化とともに、朝の慌ただしい時間の中でのお弁当作りが、子どもを思う気持ちとは裏腹に、負担感になっているという実情もある中で、給食の意義は年々大きくなってきている。

給食については、家庭の状況に左右されず、皆が同じものを食することができる良さがある。理想は自園給食であると考え。温かいもの冷たいものがそのままに提供でき、また、乳幼児期の子どもにとって食べやすい工夫や栄養バランス、味覚の広がり、さらにはアレルギー食への細やかな対応等、充実した食育が期待できる。

宅配給食、弁当給食の利用は他区においても多くあり、早期に対応できる良さはある。子どもが口に入れるものであり、その食が心身を育てることを考えると、どういった食が提供されるかは非常に大きな問題であるため、子どもに合った調理方法や献立の豊かさなど、業者の選択を丁寧にやっていくことが課題である。最終的には自園給食を見据えた導入を計画的に行うことがベストである。

子どもにとっても保護者にとっても、豊かな食習慣を培うという意味での給食の導入を考えていけたら良いのではないかと考える。

## 日永龍彦（山梨大学教授）

### 今後を見据えた学校施設の在り方等について

様々な施設等を拝見するに、千代田区教育委員会は民間の事業者とうまく連携して多様なサービスを充実させていると常々感じているところである。ただ、そうやって手厚い支援をするほど子育て世帯が流入し、施設が狭隘化<sup>きょうあい</sup>していく。すると今度はその施設増加がなかなか困難となっていく。教育の将来予測のことについて、子どもが増えていくことが予想されている中で、千代田区教育委員会は小学校の施設を拡充したり改築したりしながらしっかりと対応していると考えられる。

まちづくり関係の会議に出席した際、千代田区も新旧住民の間のコミュニケーションが取れていないと実感した。コミュニティスクールの仕組みを使った、学校を核にした地域づくりはそう簡単にいくわけではないのだろうとは思っているのだが、施設開放という意味ではなくて、学校の教育課程の一部として子どもたちが地域行事に出ていくような機会を作り、保護者層の地域行事への参加を促すことで、地域づくりに一層学校が貢献できる余地があるのではないのかと考える。

公立小学校の質の確保、保障についてはICTの充実や、特別な支援への配慮など、非常に手厚く行っていることをこれまで確認してきた。

その一方で、公立中学校の状況についてこれまでこの会議で確認する機会はあまりなかった。義務教育段階での施策全体として見たときに、どの程度うまくいっているのかについて一度確認する機会があるとありがたいと考える。

## 6 あとがき

今回は、教育環境の向上を目指して多岐にわたる事業を実施した中で、主要施策の成果に基づき、令和5年度の新規・拡充・補正予算事業を含む教育委員会所管の事業の中から特に区民の皆様から関心が寄せられる事業を選定し、昨今の区を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた基礎的自治体としての施策展開の方向性について検討がなされた。

そして、対象施設や学校の様子を視察したうえで、各事業に対して広く効果的な意見をいただくことができ、教育現場の課題や改善点を明確にするとともに、評価をより有意義なものとすることができた。

一方で、これまでの点検及び評価は、実際の個別施策の具体的な成果や活用状況に踏み込んで調査し、分析いただいたことで本質的な成果の把握や事務改善には資したものの、定量的な指標を設定していなかったことにより客観的な根拠に基づいた点検及び評価を得ることが難しかった。

このことを踏まえ、次年度以降は、施策全体の取組みの効果検証や分析等を通じたEBPMを加速し、今後の事業改善に役立てるため、定量的指標を含めたより効率的かつ効果的な点検及び評価手法の検討を進めていく。

教育委員会は、子どもをめぐる社会環境の状況を適切に把握した上で、社会情勢や時代のニーズを踏まえ、より良い教育環境の実現に向けて今後も精進していく。

令和6年10月

千代田区教育委員会

## 資料 1 教育委員会の活動

### 1 制 度

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他の人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

### 2 組 織

教育委員会は、教育長及び4人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

| 職 名 | 氏 名   | 任 期                                            |
|-----|-------|------------------------------------------------|
| 教育長 | 堀米 孝尚 | 令和6年4月1日 - 令和9年3月31日                           |
| 委員  | 長崎 夢地 | 令和3年10月17日 - 令和7年10月16日<br>令和5年7月2日付職務代理者として指名 |
| 委員  | 俣野 幸昭 | 令和4年3月25日 - 令和8年3月24日                          |
| 委員  | 佐藤 祐子 | 令和4年3月25日 - 令和8年3月24日                          |
| 委員  | 水野 珠貴 | 令和5年7月2日 - 令和9年7月1日                            |



### 3 会 議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

- (1) 区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。
- (2) 事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- (4) 教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、附属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。
- (6) 千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。
- (7) 教育委員会規則及び訓令に関すること。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。
- (11) 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。
- (12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。
- (13) 特に重要な広報に関すること。
- (14) (1) から (13) までのほか、特に重要又は異例に属すること。

### 4 活 動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

- (1) 令和5年度会議開催状況

定例会・臨時会 30回

(2) 令和5年度 教育委員会開催会議事項

| 会議名        | 開催日   | 会議事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年第6回定例会 | 4月11日 | <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程について</li> <li>2. 令和5年度 校園長による経営方針等説明会について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（4月20日号）掲載事項</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第7回定例会     | 4月25日 | <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度教育委員訪問及び教育委員視察について</li> <li>2. 千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会の開催について</li> <li>3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和4年度3月）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（5月5日号）掲載事項</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第8回定例会     | 5月23日 | <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども部に係る令和5年第2回千代田区議会定例会案件について【秘密会】</li> <li>2. 教育委員会の傍聴方法等の変更について</li> <li>3. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について</li> <li>4. 令和5年度 学級編制（令和5年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について</li> <li>5. 令和5年度 学校保健会総会の開催について</li> <li>6. 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について</li> <li>7. 臨海学校実施場所の変更について</li> <li>8. 令和6年度使用教科用図書採択について</li> <li>9. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和5年度4月）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（6月5日号）掲載事項</li> </ol> |
| 第9回定例会     | 6月13日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第13号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」</li> <li>2. 議案第14号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区指定文化財の指定解除</li> <li>2. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の学校等のあり方基本構想（案）について</li> <li>2. 就学前プログラム～理論編～リーフレットの完成について</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                |

|             |       |                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |       | 3. まなびの森保育園神保町の開園について<br>4. インクルーシブ教育推進委員会設置要綱【案】<br>5. ICT教育推進委員会設置要綱【案】<br>6. 特色ある教育活動<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（6月20日号）掲載事項                                                                       |
| 第10回<br>定例会 | 6月27日 | 『議案』<br>1. 議案第15号「千代田区指定文化財の指定解除」<br>『協議』<br>1. 千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件に関する検討結果について<br>『報告』<br>1. 重症心身障害児等通所支援事業所の定員拡大について<br>2. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（5月分）<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（7月5日号）掲載事項          |
| 第2回<br>臨時会  | 6月30日 | 『議案』<br>1. 議案第16号「令和5年6月30日付・7月1日付教育委員会事務局幹部職員の異動」                                                                                                                                                               |
| 第11回<br>定例会 | 7月11日 | 『議案』<br>1. 議案第17号「千代田区立九段中等教育学校入学者決定要件における男女別定員の撤廃」<br>『報告』<br>1. 教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について<br>2. 令和5年千代田区議会第2回定例会報告について<br>3. 令和6年度使用 小学校教科用図書選定委員会答申【秘密会】<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（7月20日号）掲載事項     |
| 第12回<br>定例会 | 7月26日 | 『協議』<br>1. 小笠原村教育委員会と学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結について<br>『報告』<br>1. 国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案の作成について<br>2. お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について<br>3. 教科書展示会の結果<br>4. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（6月）<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（8月5日号）掲載事項 |
| 第3回<br>臨時会  | 7月31日 | 『協議』<br>1. 令和6年度使用 小学校教科用図書採択【秘密会】<br>2. 令和6年度使用 特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】<br>3. 令和6年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】                                                                                                      |

|             |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第13回<br>定例会 | 8月22日  | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第18号「千代田区教育委員会と小笠原村教育委員会との学校教育に係る連携協力に関する協定書の締結」</li> <li>2. 議案第19号「令和6年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」</li> <li>3. 議案第20号「令和6年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」</li> <li>4. 議案第21号「令和6年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」</li> <li>5. 議案第22号「令和6年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不登校対策および子育て支援の充実【秘密会】</li> <li>2. 重症心身障害児等支援事業の運営状況について</li> <li>3. お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について</li> <li>4. 令和4年度体力向上プランについて</li> <li>5. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（9月5日号）掲載事項</li> </ol> |
| 第4回<br>臨時会  | 9月5日   | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第23号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第14回<br>定例会 | 9月12日  | <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度一般会計補正予算案第2号について</li> <li>2. 令和6年度区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込について</li> <li>3. 学校生活アンケートの結果について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（9月20日号）掲載事項</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第15回<br>定例会 | 9月26日  | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第24号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年第3回千代田区議会定例会報告について</li> <li>2. 令和6年度 神田一橋中学校（通信教育課程）の入学者募集について</li> <li>3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（8月）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（10月5日号）掲載事項</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第16回<br>定例会 | 10月12日 | <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会会議（定例会）の録画配信について</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|             |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |        | 2. 令和6年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱について<br>3. 令和5年度 体力調査（東京都）の結果について<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（10月20日号）掲載事項                                                                                                                                                                                                  |
| 第17回<br>定例会 | 10月24日 | 『議案』<br>1. 議案第25号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」<br>『協議』<br>1. 千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例<br>2. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<br>『報告』<br>1. 令和6年度区立保育園・こども園等の入園について<br>2. 令和5年度学力調査の結果について<br>3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（9月）<br>4. 令和5年度特別区人事委員会勧告について<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（11月5日号）掲載事項 |
| 第18回<br>定例会 | 11月14日 | 『協議』<br>1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について<br>『報告』<br>1. 区立幼稚園等の令和6年4月入園の申し込み状況について<br>2. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施について<br>3. 令和6年度学童クラブ入会募集について<br>4. （仮称）四番町公共施設整備について<br>5. お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について<br>6. 令和4年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について（概要）<br>『その他』<br>1. 教育委員会行事予定表<br>2. 広報千代田（11月20日号）掲載事項                      |
| 第5回<br>臨時会  | 11月10日 | 『議案』<br>1. 議案第26号「千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例」<br>2. 議案第27号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」<br>3. 議案第28号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」                                                                                                                                                                     |
|             | 11月28日 | 『議案』<br>1. 議案第29号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書」                                                                                                                                                                                                                                                            |

|                    |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第19回<br>定例会        |        | <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (仮称) 千代田区子育て・教育ビジョンについて</li> <li>2. 保育所等における送迎バス等安全対策事業について</li> <li>3. 令和6年度入学 中学校学校選択結果報告について</li> <li>4. 令和6年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）出願状況報告について</li> <li>5. いじめ・不登校・白鳥教室の状況（10月）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（12月5日号）掲載事項</li> </ol>                                             |
| 第6回<br>臨時会         | 11月30日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第30号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」</li> <li>2. 議案第31号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第7回<br>臨時会         | 12月6日  | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第32号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】</li> </ol>                                                                                                                                                                                                     |
| 第20回<br>定例会        | 12月12日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第33号「千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」</li> <li>2. 議案第34号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案パブリックコメントの結果について</li> <li>2. 令和5年千代田区議会第4回定例会報告について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（12月20日号）掲載事項</li> </ol> |
| 第8回<br>臨時会         | 12月21日 | <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】</li> </ol> <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第35号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】</li> </ol>                                                                                                                                                                                                 |
| 令和6年<br>第1回<br>定例会 | 1月9日   | <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例について</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (仮称) 千代田区子育て・教育ビジョンについて</li> <li>2. 区立学校・園 卒業式及び入学式等について</li> <li>3. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（11月）について</li> <li>4. 白鳥教室（適応指導教室）の名称変更（案）について</li> </ol>                                                                                                   |

|            |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |       | <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（1月20日号）掲載事項</li> <li>3. 教育広報かけはし第131号の発行について</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第2回<br>定例会 | 1月23日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第1号「千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例」</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （仮称）千代田区子育て・教育ビジョンについて</li> <li>2. 企業等との連携先紹介プログラムについて</li> <li>3. 区立学校・園 卒業式及び入学式出席者の確認について</li> <li>4. 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例について</li> <li>5. 子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について</li> <li>6. 東京中華学校での子どもの遊び場の実施について</li> <li>7. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況（12月）について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（2月5日号）掲載事項</li> </ol>        |
| 第3回<br>定例会 | 2月13日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第2号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」</li> <li>2. 議案第3号「令和6年度教育管理職の任命に係る内申」<br/>【秘密会】</li> </ol> <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区教職員健康管理規程の制定について</li> <li>2. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正を改正する規則</li> <li>3. 学校職員服務取扱規程の一部改正</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（2月20日号）掲載事項</li> </ol> |
| 第1回<br>臨時会 | 2月20日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第4号「千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第4回<br>定例会 | 2月27日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第5号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正を改正する規則」</li> <li>2. 議案第6号「千代田区教職員健康管理規程」</li> <li>3. 議案第7号「学校職員服務取扱規程の一部改正」</li> </ol> <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                              |

|            |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |       | <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度おがちよ教育交流事業の実施について</li> <li>2. 令和6年千代田区議会第1回定例会報告について</li> <li>3. 教育広報かけはしの見直しについて</li> <li>4. 令和5年度全国体力・運動習慣等調査の結果について</li> <li>5. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和5年1月）</li> <li>6. 令和6年度不登校対策事業について</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（3月5日号）掲載事項</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第5回<br>定例会 | 3月12日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第8号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」</li> </ol> <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区指定文化財の新指定について</li> <li>2. 組織改正に伴う規定整備について</li> <li>3. 「（仮称）千代田区教育と文化に関する大綱（案）」及び「（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（素案）」について</li> <li>4. 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正並びに学校職員服務取扱規程等の一部改正について</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年4月区立幼稚園・こども園（短時間）入園選考結果について</li> <li>2. 令和6年4月保育園等入園選考結果について</li> <li>3. 令和5年度5歳児の運動能力に関する調査の結果について</li> <li>4. 千代田区公立学校管理職の異動について【秘密会】</li> <li>5. いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく重大事態の発生について（報告）【秘密会】</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（3月20日号）掲載事項</li> </ol> |
| 第6回<br>定例会 | 3月26日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第9号「千代田区指定文化財の新指定」</li> <li>2. 議案第10号「千代田区文化財保護審議会委員の委嘱」</li> <li>3. 議案第11号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」</li> <li>4. 議案第12号「千代田区教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」</li> <li>5. 議案第13号「千代田区子育て・教育ビジョン」</li> <li>6. 議案第14号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正」</li> <li>7. 議案第15号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」</li> <li>8. 議案第16号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正」</li> <li>9. 議案第17号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                 |



|            |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |       | <p>等」</p> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補について</li> <li>2. 「第9回千代田区子ども読書調査」結果の報告について</li> <li>3. 令和6・7年度千代田区青少年委員について</li> <li>4. 教育委員会に対する陳情について（報告）</li> <li>5. 軽井沢少年自然の家の検討状況について</li> <li>6. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分）</li> </ol> <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会行事予定表</li> <li>2. 広報千代田（4月5日号）掲載事項</li> <li>3. 教育広報かけはし掲載予定事項（案）の確認</li> </ol> |
| 第2回<br>臨時会 | 3月29日 | <p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議案第18号「令和6年度教育委員会事務局幹部職員の異動」<br/>【秘密会】</li> </ol> <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和6年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】</li> <li>2. いじめ重大事態に係る調査結果及び審査結果の報告について【秘密会】</li> </ol>                                                                                                                                                                       |

## 資料２ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月 4 日20千ここ総第528号

### 改正

平成22年 4 月 1 日22千子子総発第26号

平成23年 4 月 1 日23千子子総発第158号

平成26年 4 月 1 日26千子子総発第177号

令和 3 年 9 月 1 日 3 千子子総発第96号

令和 5 年 6 月30日 5 千子子総発第73号

### 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

#### (目的)

**第1条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めるとにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

(2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

#### (点検及び評価の対象)

**第3条** 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事

務事業及び委員会事務局子ども部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

（点検及び評価の内容）

**第4条** 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

（有識者の設置）

**第5条** 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。

3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。

4 有識者の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、補欠による有識者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会の求めに応じて会議等に参加した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

（点検及び評価の実施）

**第6条** 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

（委任）

**第7条** この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23千子子総発第158号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26千子子総発第177号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日3千子子総発第96号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日5千子子総発第73号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

### 資料3 有識者会議資料（第1回）

## お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

お茶の水小学校・幼稚園の整備 目標※) 達成状況

#### 1. 老朽化対策を図る整備

従前の施設は1973年築（校舎）・1965年築（体育館）であり、公立学校建物の耐力度調査説明書（文部科学省）では老朽化した建物と判断されていましたが、改築工事の実施により、老朽化対策という目標を達成しました。

#### 2. 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

自家発電設備の整備や免振構造の採用により防災機能を強化し、安全・安心な教育環境の確保という目標を達成しました。また、地域の防災拠点（避難所）としての機能も充実しました。

#### 3. 教育環境の質的な向上を図る整備

太陽光発電を整備し、教育環境の質的な向上という目標を達成しました。

#### 4. 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

屋外教育環境（グラウンド）拡張（従前：1914㎡→2024㎡）、プール（従前：屋外→屋内）と整備し、教育環境の充実という目標を達成しました。

※) 令和5年4月3日4施設助第30号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知に基づく千代田区公立学校等施設整備計画の目標

## お茶の水小学校・幼稚園

○1F えほんコーナー



○お茶の水小学校4F 理科室



○お茶の水小学校3F 学校図書館（メディアライブラリー）



## 神田さくら館の施設一部移転による不登校対策の充実

### (1) 教育研究所の概況

#### ア 設置目的

千代田区立教育研究所は「千代田区における教育の充実及び振興を図る」ため設置された。

#### イ 実施事業

- (ア) 教育に関する調査・研究、資料の収集及び利用に関すること。
- (イ) 教職員の研修に関すること。
- (ウ) 千代田区立小・中・中等教育学校の採択教科書の展示に関すること。
- (エ) 適応指導教室(はくちょう教室)に関すること。
- (オ) その他、教育委員会が必要と認める事業

#### イ 施設

千代田区神田須田町 1-4-4 PM0神田須田町 2、3 階

- ウ 構成員 所長・教育研究専門員(6名)・適応指導員(3名)・  
スクールソーシャルワーカー(2名)・学校問題対策専門員(2名)  
計14名

### (2) 事業の詳細

#### ア 教科書センター

教科書を常時展示し、閲覧に供するとともに、学校関係者への貸出を行う。

#### イ 教育課題調査研究

##### (ア) 事業目的

千代田区立学校が当面する教育の課題に関して、実践的な問題解決に役立つ調査研究を行う。

##### (イ) 研究員

教育研究専門員(6名)

教育課題調査研究員13名(当面する教育課題に関して調査研究を行う学校教職員)

##### (ウ) 令和5年度事業実績

- a 千代田区立学校が当面する教育課題についての調査研究及び研究発表会

b 研究所所報第84号の発行

c 研究所だよりの発行

ウ 情報資料室

(ア) 事業目的

教育関係資料・情報の収集・整理・管理を行う。

(イ) 令和5年度事業内容

a 区内幼・小・中学校・中等教育学校の教育関係刊行物の収集・整理・保管

b 都道府県・各区市の教育機関からの寄贈研究物の収集・整理・保管

c 教育図書、雑誌、その他教育関係出版物の収集・整理・保管

d 他区市・都道府県との教育関係情報の交換・交流

e 教育資料目録の更新及びHPへのアップ

エ 教職員研修

授業等の研修・その他

教育課題や指導力の向上について研修会を開催

若手教員育成研修の授業研究の実施

オ 適応指導教室（はくちょう教室）

目 的 学校生活になじめない児童・生徒たちが学習面・心理面で支援を受けながら、心身ともに新たな気持ちで意欲をもち、学習・生活にチャレンジできるよう、将来の社会的自立に向けて支援する。

対 象 区立小・中学校、中等教育学校に在籍する者及び千代田区内に在住する者で学校生活になじめない、またはその傾向にある者

内 容 指導員のサポートはあるが学習は自学自習が原則。あわせて、少人数での集団活動を通して、情緒の安定を図り生活リズムを整え、社会性を高め自立に向かう力を育む。

(ア) 開設期間 4月から翌年の3月までとし、原則として毎週月曜日から金曜日までの学校授業日

(イ) 指導時間 10時から15時までの中で、児童・生徒の状況に応じて定める。

(ウ) 指導者 適応指導員・教育研究専門員・スクールソーシャルワーカー



## 案内図



## 千代田区立教育研究所「はくちよう教室」

交通：東京メトロ丸ノ内線淡路町駅 A2出口から徒歩2分  
都営新宿線小川町駅 A2出口から徒歩2分  
東京メトロ銀座線神田駅 5番出口から徒歩5分  
JR 神田駅 北口から徒歩6分

令和6年度

# はくちよう教室

はくちよう教室は、様々な理由で登校できないでいる子どもたちが、安心して過ごせる場所です。指導員の支援を受けながら、自分らしい進路の実現に向けてチャレンジしていきます。



校外学習



出前講座(科学)



創作活動



読書活動



グループワーク



## はくちよう教室

### はくちよう教室の特長

はくちよう教室は学校に籍をおいたまま通うことができます。  
はくちよう教室の指導員が保護者や学校と連携し、子どもの意思を尊重しながら指導、支援をします。

### 活動内容

学習は、自学自習が原則です。各自が用意したものを持参して学習し、質問があれば指導員が共に考えます。タブレットを活用して、ドリル学習や調べ学習等を行うこともできます。

また、少人数で軽スポーツを行ったり、植物を育てたり、レクリエーションをしたりすることで、情緒の安定を図り、人との関わりを学びます。心配ごとや悩みの相談も受けます。これらの活動を通して、生活リズムを整え、社会性を高め、自立に向かう力を育みます。

### 対象

千代田区立小・中・中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒、または千代田区在住の児童・生徒  
＊小学生は保護者の送り迎えを原則としています。

### 開室日時

月曜日～金曜日 午前10時～午後3時

＊子どもの状況に応じて通う日時を設定できます。  
＊土日・祝日や在籍する学校が休みの期間は、休みです。  
＊昼食は各自で持参します。給食はありません。

### 登録について

はくちよう教室の登録を希望される場合は、事前に学校に相談の上、保護者がはくちよう教室へ連絡してください。日時を調整し、見学と面談を行います。面談では、はくちよう教室の過ごし方や登録手続きについて説明します。

### 開室場所

千代田区立教育研究所

所在地:千代田区神田須田町一丁目4番地4  
PMO神田須田町3階

### 問い合わせ

千代田区立教育研究所 担当 宮森・新井・加藤・大内  
【電話】03-3256-8446



## 資料4 有識者会議資料（第2回）

### 学童クラブ・児童館関連事業

#### 1 学童クラブ事業運営

目 的 放課後帰宅しても就労・病気等により保護者の保護が受けられない小学生に遊びと生活の場を提供して、健全な育成と子育て家庭の支援を図る。また、心身に障害を有する児童についても可能な限り受け入れ、集団活動を通じて、児童の福祉の向上を図る。

対 象 区内在住又は区立の小学校に在学する児童で、放課後帰宅しても就労等により保護者の保護が受けられない小学校1年生から6年生までの児童

実施時間 月曜日から金曜日まで 放課後から17時まで（延長は19時まで）  
土曜日 9時～17時（延長なし）  
夏休み等学校の長期休業期間中 8時15分～17時（延長は19時まで）

育 成 料 月額 4,000円（ただし、当分の間月額 2,000円）  
ただし、次の対象者は、申請により育成料の減額・免除を受けることができる。  
（減額） 兄弟が入会している場合、年少児童1名を除き半額  
（免除） ・生活保護世帯  
・利用する年度の住民税が非課税の世帯  
・利用する年度において就学援助受給者

学童クラブ在籍児童数

（単位：人）

| 名 称      | 定 員 | 在籍児童数※ <sup>1,2</sup> |
|----------|-----|-----------------------|
| 西神田学童クラブ | 50  | 62 (44)               |
| 神田学童クラブ  | 50  | 59 (43)               |
| 四番町学童クラブ | 47  | 52 (31)               |
| 一番町学童クラブ | 42  | 60 (41)               |
| 計        |     | 233 (159)             |

※<sup>1</sup>（ ）内は時間延長登録児童数

※<sup>2</sup> 在籍者数が定員より多い箇所があるが、1日あたりの利用人数は、定員に収まるように調整している。

#### 2 児童センター・児童館事業運営

目 的 18歳未満の幅広い年齢層の地域の児童とその保護者に、健全な遊びの場・交流の場を提供し、子どもを対象とした各種行事や事業及び子育て支援事業を実施することで、児童の健全育成と保護者の子育て支援を図る。

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 対 象   | 18歳未満の児童（小学校就学前の幼児には付添いが必要）とその保護者 |
| 施設内容  | 遊戯室・図工室・音楽室・卓球室・図書室・集会室・体育室・幼児室   |
| 開館時間  | 9時～17時 中高生専用タイム 17時～18時           |
| 休 館 日 | 毎週日曜日（日曜開放日は除く）、祝日（こどもの日は除く）、年末年始 |

## （１）子育てひろば

- 目 的 地域の子育てを支援する基盤を形成する。
- 対 象 主に就学前の乳幼児及びその保護者
- 内 容 0歳から2歳児を中心とした乳幼児親子を対象に、親子で遊べる場、育児仲間をつくる場、つどいの場を各児童館で提供している。親子向けの各種プログラムをはじめ、自然体験やサークル活動を通じて親と子のふれあいや親同士のつながりを促進するほか、子育てに関する身近な相談の場として、気軽に利用できる「ひろば相談」も実施している。

### ア 子育てひろば事業

#### イ ひろば相談

児童センター・児童館に来館している乳幼児の保護者が、子育てについての悩みや不安について日常的かつ気軽に相談できる「ひろば相談」を実施している。

## （２）中高生等の居場所づくり

### ア 中高生タイム

- 目 的 スポーツや音楽活動等を通して中学生・高校生等、年長児童の情操を豊かにし、体力・健康の増進を図る。
- 対 象 区内の中学生、高校生
- 内 容 西神田児童センター、神田児童館及び一番町児童館では、17時から18時まで、中高生等専用の時間帯として体育室や音楽室等を開放している。
- ・スポーツ活動 バレーボール、バスケットボール、ミニビリヤード、卓球等
  - ・音楽活動 エレキギター、電子ピアノ、ドラムセット等

### イ 障害児放課後居場所事業

- 目 的 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する生徒を対象に、安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供することにより、生徒の健やかな発達を促し、もって児童福祉の向上を増進することを目的とする。
- 対 象 区内に住所を有する、特別支援学校の中等部・高等部に在籍する生徒及び区立中学校特別支援学級に在籍する生徒
- 内 容 特別支援学校や学級に在籍する生徒が西神田児童センターで過ごし、児童館活動に参加する。部屋活動から行事参加までをサポートする。

### (3) 児童館一般事業

- 目 的 児童に健全な遊びと遊びの場を提供し、その健康を増進し情操を豊かにする。
- 対 象 18歳未満の児童とその保護者
- 内 容 18歳未満の児童とその保護者を対象に、子どもが興味をもち、誰でもいつでも自主的に参加できる遊びを中心としたプログラムを数多く用意し、各種クラブ活動やゲーム会、そして季節行事等を定期的に行う。

また、地域における子どもの遊びの拠点として、近隣住民や各種のボランティアの力を活用して、地域の特色を生かした各種の活動を実施する。

#### ア 日常活動

クラブ活動、製作活動、集団ゲーム、各種スポーツ活動などを実施

#### イ 行 事

児童館まつり、ゲーム会、観劇会等

#### ウ 地域ボランティア等の交流行事と合同行事

西神田児童センター及び児童館3館では、地域住民やボランティアとの交流事業を実施し、それぞれ地域の特性を生かした事業展開を図っている。

### (4) 一時（いっとき）預かり保育

- 目 的 保護者がリフレッシュしたいときや、通院、学校行事、講習会等に出かけたいときに、児童センター・児童館で一定時間の預かり保育をすることで子育てを支援する。
- 対 象 区内に住所を有する生後6か月から小学校就学前までの乳幼児
- 実施時間 月曜日から土曜日まで 9時～17時（1日につき8時間以内）
- 利 用 料 ア 1時間500円 （4時間まで）  
イ 1時間800円 （4時間超部分）
- 実施場所 西神田児童センター、神田児童館、一番町児童館

### (5) 富士見わんぱくひろば事業運営

富士見わんぱくひろばは、指定管理事業者「アンファン富士見株式会社（運営事業者 株式会社ポピンズエデュケア）」が富士見みらい館の5階を活用し、「児童館的機能事業」「拡大型一時預かり保育事業」「学童クラブ事業」の3事業を実施している。乳幼児スペース、軽音楽スタジオ、屋外遊技室なども備え、18歳未満を対象とした施設となっている。

同じ建物内にある富士見小学校・ふじみこども園と連携・協力しながら、利用者の実態やニーズに合わせた特色ある自主活動など、地域に根ざした事業を展開している。

## ア 児童館的機能

目 的 児童にその心身の発達の状況を踏まえて、遊びの指導、健康の増進、豊かな情操の涵養<sup>かん</sup>その他児童の心身の健全な育成指導を推進する。

対 象 18歳未満の児童（小学校就学前の幼児には付添いが必要）とその保護者

内 容 0歳児から3歳児までの幼児とその保護者を対象として幼児クラブや、外部講師によるリトミック、小学生対象には、卓球・ダンスなどのクラブ活動を開催している。

また、毎月実施の造形・表現イベントとして「アート&クラフト」や、中高生のスタジオ活動として、バンドやダンスを実施している。さらに、わんぱくこどもまつりや、わんぱくフェスティバルなど地域に開かれた行事を通じ、地域との交流を促進し子育てを支援する。

開館時間 9時～17時 中高生専用タイム 17時～19時

休 館 日 日曜日（日曜開放日は除く）、祝日（こどもの日は除く）、年末年始

（ア）子育て支援・相談事業（子育てひろば）

（イ）中高生事業（中高生タイム）17時～19時

## イ 拡大型一時預かり保育

区立児童センター・児童館で実施している一時預かり保育事業を基本に、対象者及び実施時間を拡大して実施する。

対 象 区内に住所を有する生後4か月から小学校就学前の乳幼児

実施時間 月曜日から土曜日 8時～19時（1日8時間以内で月60時間まで）

利 用 料 （ア） 1時間500円（9時～17時、ただし、4時間まで）

（イ） 1時間800円（8時～9時、17時～19時、4時間超部分）

## ウ 富士見わんぱくひろば学童クラブ

富士見みらい館5階に学童クラブを2室設け実施する。

沿 革 平成22年4月から実施

実施時間 月曜日から金曜日 放課後から17時（延長は19時まで）

土曜日 8時～17時（延長は19時まで）

夏休み等学校の長期休業期間中 8時～17時（延長は19時まで）

育 成 料 育成料及び減額、免除の対象者は区立の学童クラブの基準に準ずる。

### 3 放課後子どもプラン

放課後子どもプランは、子どもたちの安全・安心、健全育成、子育て支援の充実を目指し、「放課後子ども教室」と「学童クラブ事業」を一体的あるいは連携して実施するものである。

「放課後子ども教室」は、放課後から17時まで、子どもたちが小学校内で学び、遊び、体験活動ができる場で、実施運営は、業務委託等により各事業者が担い、保護者等のボランティアも受け入れている。

#### (1) 放課後子ども教室

目 的 小学校の放課後に学校施設を活用し、子どもたちに安全で安心な遊び場・居場所を確保する。

対 象 当該小学校に在籍する児童

内 容 「学び」「遊び」「体験」の活動を各小学校及び地域の実情に合わせて実施する。各活動には受託事業者等による専任指導員を配置し、児童の安全管理をはじめ、健全な遊びの提供及び宿題や自主学習の支援などを行う。区ではコーディネーターを配置し、小学校や各事業者間の調整を行うとともに、小学校・事業者・保護者などの関係者で構成される運営委員会を小学校ごとに開催する。

#### (2) 学校内学童クラブ

目 的 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

対 象 区内在住または区立の小学校に在学する児童で、放課後帰宅しても就労等により保護者の保護が受けられない小学校1年生から6年生までの児童  
(児童が在籍する学校内で実施している学童クラブのみ入会可能)

内 容 民間事業者が学校施設等を活用して実施する学童クラブで、区営の学童クラブ事業の運営を基本としながらも、利用者の実態やニーズに合わせた特色ある自主活動を展開している。平成22年度及び平成29年度にそれぞれ1か所大規模学童クラブの分割を行い、定員の拡充を図った。区では事業者と協定を締結し、放課後児童健全育成事業(学校内学童クラブ)補助要綱に基づき運営経費の一部を助成している。

|      |                |                      |
|------|----------------|----------------------|
| 実施時間 | 月曜日から金曜日まで     | 放課後から17時まで(延長は19時まで) |
|      | 土曜日            | 8時15分～17時(延長は19時まで)  |
|      | 夏休み等学校の長期休業期間中 | 8時15分～17時(延長は19時まで)  |

育 成 料 月額4,000円(ただし、当分の間月額2,000円)  
※育成料及び減額、免除の対象者は区立の学童クラブの基準に準ずる。



| 学校内学童クラブ一覧              | 定員   | 在籍者数<br>※ |
|-------------------------|------|-----------|
| アフタースクールさくら（千代田小学校内）    | 65 人 | 64 人      |
| アフタースクールさくら第二（千代田小学校内）  | 45 人 | 45 人      |
| アフタースクールこうじ町（麹町小学校内）    | 50 人 | 51 人      |
| 番町小学校アフタースクール第一（番町小学校内） | 38 人 | 41 人      |
| 番町小学校アフタースクール第二（番町小学校内） | 38 人 | 40 人      |
| アフタースクールお茶の水（お茶の水小学校内）  | 70 人 | 63 人      |
| 九段小学校アフタースクール（九段小学校内）   | 60 人 | 52 人      |

※在籍者数が定員より多い箇所があるが、1日あたりの利用人数は、定員に収まるように調整している。

#### 4 私立学童クラブ運営

私立学童クラブ運営は、乳幼児及び児童の良好な子育て環境の確保を目指し、各施設で「学童クラブ事業」を、一部施設においては「一時預かり保育事業」、「拡大型一時預かり保育事業」、「多目的ホール貸出事業」を実施するものである。実施運営は各事業者が行い、運営に係る経費の一部について区から補助金を交付している。

目 的 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

対 象 区内在住または区立の小学校に在学する児童で、放課後帰宅しても就労等により保護者の保護が受けられない小学校1年生から6年生までの児童

実施時間 （基本時間）月曜日から金曜日まで 放課後から17時まで  
土曜日 8時～17時  
夏休み等学校の長期休業期間中 8時～17時  
（延長時間）早朝：7時～8時（長期休業期間中のみ）

※ベネッセ 万世橋学童クラブは早朝の実施なし

夕方：17時～19時

夜間：19時～21時（食事あり）

育 成 料 基本時間・延長時間（夕方）：月額4,000円（ただし、当分の間月額2,000円）

※育成料及び減額、免除の対象者は区立の学童クラブの基準に準ずる。

延長時間（早朝・夜間）：月額3,000円（加算額）

※延長時間（早朝・夜間）を利用する場合、基本時間の育成料に月額3,000円を加算する。延長時間（早朝・夜間）は減額、免除なし。



| 私立学童クラブ一覧          | 定員   | 在籍者数※ | 実施事業 |
|--------------------|------|-------|------|
| 二番町こどもクラブ          | 70 人 | 80 人  |      |
| ポピンズアフタースクール一番町    | 50 人 | 56 人  | a    |
| グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ | 55 人 | 61 人  | b, c |
| グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ | 55 人 | 61 人  |      |
| 麴町こどもクラブ           | 45 人 | 43 人  |      |
| キッズクラブ神田           | 50 人 | 21 人  |      |
| 東神田らる学童クラブ         | 40 人 | 42 人  |      |
| 学童保育じゃんぷ 九段クラブ     | 40 人 | 40 人  |      |
| ベネッセ 万世橋学童クラブ      | 40 人 | 36 人  |      |

施設内実施事業 a 一時預かり保育事業、b 拡大型一時預かり保育事業、c 目的外施設（多目的ホール）貸出事業

※在籍者数が定員より多い箇所があるが、1 日あたりの利用人数は、定員に収まるように調整している。

# 千代田区放課後事業のご案内

千代田区では、放課後の安全・安心な居場所であり児童の健やかな成長を支える事業として「学童クラブ」「放課後子ども教室」「児童センター・児童館」の3つの事業を実施しています。



## 学童クラブ

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。児童の遊び及び生活の場として、健やかな心身を育むとともに、保護者の就労と育児の両立を支援します。区内に全24クラブがあります。



## 放課後子ども教室

放課後の学校施設を活用した、在校するすべての児童が安全・安心に過ごせる居場所づくり事業です。区立8小学校において、専任の指導員が宿題や自主学習のサポート、健全な遊びの提供を行っています。

## 児童センター・児童館

地域の子どもたちが、互いに交流をしながら健やかに育つことを目的とした施設です。施設内には遊戯室や図書コーナー等があり、放課後に来館し、職員が見守るなか自由に過ごすことができます。

★学童クラブ申込の詳細は「入会案内」をご覧ください。

|       | 学童クラブ                                                                         | 放課後子ども教室                                                                                             | 児童センター・児童館                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 利用手続き | <b>★入会申込必須</b><br><b>申込期間：1月4日～31日</b><br>申請書・保護者の就労等の状況により審査します。入会審査は毎年行います。 | 手続き不要<br>※参加当日に、放課後子ども教室受付で「参加カード」を提出してください。                                                         | 利用登録（年度毎）                            |
| 対象者   | 保護者の就労等の理由により、日中家庭で適切な養育を受けられない児童                                             | 実施小学校の在校生（1年生～6年生）                                                                                   | 区内在住・在学・在園の0歳～18歳までの子どもとその保護者        |
| 実施日   | 月曜日～土曜日<br>※日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。                                          | 月曜日～金曜日<br>※土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は閉室。<br>※上記の他、活動場所の都合等で実施しない日があります。<br>※学校休業日の実施の有無は、各小学校により異なります。 | 月曜日～土曜日<br>※日・祝日・年末年始（12/31～1/3）は閉館。 |
| 実施時間  | 平日：（基本）放課後～17時（延長）19時まで<br>※土曜日・学校休業日の時間帯、夜間保育の有無など、各クラブで詳細は異なります。            | 平日：放課後～17時<br>学校休業日（※実施校のみ）：9時～17時                                                                   | 放課後～17時（開館は9時）                       |
| おやつ提供 | あり                                                                            | なし（持参不可）                                                                                             | なし（持参可能）                             |
| 利用料   | ・育成料：2,000円/月（当面の間）<br>・夜間保育料：3,000円/月（夜間保育実施クラブのみ）<br>・おやつ代：1,500円/月         | 無料                                                                                                   | 無料                                   |

【問い合わせ先】 千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係  
 TEL:03-5298-2424 FAX:03-5298-0240



## 放課後子ども教室



放課後子ども教室は、在校生の安全・安心な居場所として、区立8小学校において学校施設を活用し実施している事業です。

宿題や自主学習を進めたり、身体を動かして遊んだり、放課後を楽しく有意義に過ごすことができます！

### 実施場所

区立小学校8校（麹町小学校・九段小学校・番町小学校・富士見小学校・  
お茶の水小学校・千代田小学校・昌平小学校・和泉小学校）の校庭、体育館など

### 対象者

実施小学校の在校生（1年生～6年生）

### 実施日・時間（基本）

登校日の月曜日～金曜日 放課後から17時まで  
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)  
は実施しません。 その他、活動場所の都合等で  
実施しない場合があります。  
(実施予定日は、事前におたより等でお知らせします。)  
※実施日の詳細は実施校ごとに異なります。  
詳しくは13ページの表をご覧ください。

毎日参加しても、行きたい時だけ参加してもOKです。

放課後子ども教室は、指導員のサポートのもと、参加児童が安心して過ごし、多様な体験を通して成長できる場所です。



### 利用料と保険について

無料で参加できます。また、活動中のお子様の怪我や事故に備えて保険に加入しています。  
※保険料は千代田区が負担します。

### 利用の手続き・参加方法

- 登録などの手続きは不要です。実施小学校の在校生は誰でも参加できます。
- 事前に「参加カード」を配布します。参加希望日に、参加時間等を記載し保護者印を押印した参加カードを、放課後子ども教室の受付に提出してください。一度帰宅してしまうと戻って参加することはできませんのでご注意ください。
  - ※保護者の方は、活動内容や帰宅時間をお子さんと確認のうえ、カードに記入してください。
  - ※参加カードに記載がない場合、参加カードを忘れた場合は参加できません。
  - ※一部の学校では、中・高学年は参加カードなしで参加できるため配布しません。(13ページ表参照)

放課後、ランドセルを持って放課後子ども教室受付に参加カードを提出します。  
※記載漏れがないか、前日に確認してください。



宿題や学習、校庭遊び、体験活動などに参加して過ごします。活動中は指導員がサポートします。



参加カードに記載の帰り時間に下校します。(最終は17時です)

### 活動内容

- 【**学び**】宿題や自主学習を進めることができます。学びの指導員が丁寧に学習のサポートをします。
- 【**遊び**】校庭や体育館で身体を動かしたり、室内遊びを楽しんで過ごします。遊びの指導員が、健全な遊びの指導・見守りをを行います。
- 【**体験**】スポーツや文化に触れるプログラム活動です。内容は学校ごとに異なります。

放課後子ども教室は児童・家庭支援センターが実施する事業です。

ご質問等は、小学校ではなく児童・家庭支援センターへお問合せください。

【千代田区立児童・家庭支援センター 子育て事業係 ☎ 03-5298-2424】

# 各学校の放課後子ども教室詳細

令和5年 10 月現在

※実施時間（基本）：学校登校日の月曜日～金曜日、放課後から 17 時まで

|               | 麹町小学校 すくすくサークル                                                         | 九段小学校 フリスム                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 基本以外の<br>実施内容 | 学校休業日：実施なし<br>長期休業期間：実施なし<br><div>近隣の一番町児童館は 9 時～17 時開館しています！</div>    | 学校休業日：9 時～17 時（原則実施）<br>長期休業期間：9 時～17 時（原則実施）<br>※実施日はおたよりで必ず確認してください。          |
| 活動場所          | 学び：第二音楽室、ランチルームなど<br>遊び：校庭、体育館など                                       | 学び：家庭科室、ランチルームなど<br>遊び：校庭、体育館、プール室、理科室など                                        |
| 参加カード         | 全学年使用                                                                  | 全学年使用                                                                           |
|               | 番町小学校 番町放課後ルーム                                                         | 富士見小学校 ふじっ子                                                                     |
| 基本以外の<br>実施内容 | 学校休業日：実施なし<br>長期休業期間：実施なし<br><div>近隣の四番町児童館は 9 時～17 時開館しています！</div>    | 学校休業日：実施なし<br>長期休業期間：実施なし<br><div>同一敷地内の児童館「富士見わんぱくひろば」は 9 時～17 時開館しています！</div> |
| 活動場所          | 学び：図書室（番町の書斎）、理科室、BGG の部屋<br>遊び：校庭、講堂、ピロティ                             | 学び：図書室<br>遊び：校庭、アリーナ、屋上校庭、メモリアルホール                                              |
| 参加カード         | 全学年使用                                                                  | 1・2 年生は参加カードを使用。3 年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。                                 |
|               | お茶の水小学校 わくわくスクール                                                       | 千代田小学校 にこにこ                                                                     |
| 基本以外の<br>実施内容 | 学校休業日：9 時～17 時（原則実施）<br>長期休業期間：9 時～17 時（原則実施）<br>※実施日はおたよりで必ず確認してください。 | 学校休業日：9 時～17 時（原則実施）<br>長期休業期間：9 時～17 時（原則実施）<br>※実施日はおたよりで必ず確認してください。          |
| 活動場所          | 学び：PC ルーム、第 2 アフタールーム<br>遊び：校庭、体育館、家庭科室など                              | 学び：家庭科室、算数少人数室<br>遊び：校庭、体育館、多目的ホール                                              |
| 参加カード         | 全学年使用                                                                  | 全学年使用                                                                           |
|               | 昌平小学校 昌平小学校放課後子ども教室                                                    | 和泉小学校 いずみパワーアップ教室                                                               |
| 基本以外の<br>実施内容 | 学校休業日：実施なし<br>長期休業期間：実施なし<br><div>同一敷地内の神田児童館は 9 時～17 時開館しています！</div>  | 学校休業日：実施なし<br>長期休業期間：実施なし<br><div>同一敷地内の児童館「いずみこどもプラザ」は 9 時～17 時開館しています！</div>  |
| 活動場所          | 学び：家庭科室<br>遊び：屋上校庭（神田児童館）                                              | 学び：学習室、校歴室<br>遊び：校庭、体育館、家庭科室（雨天時など）                                             |
| 参加カード         | 「学び」に参加する場合は全学年使用。<br>「遊び」に参加する場合は学校の連絡帳に「児童館帰り」を記入。                   | 1～3 年生は参加カードを使用。4 年生以上は参加カード必要なし（受付で各自参加名簿に記載）。                                 |

- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は実施しません。
- ・「学校休業日」は行事等の振替日、「長期休業期間」は春・夏・冬休みを指します。
- ・実施日や実施時間、活動場所は変更になる場合があります。
- ・長期休業期間「実施なし」の学校も、夏休み中に【学び】のみ実施する場合があります（2～3 時間程度）。
- ・放課後子ども教室は、区が委託した事業者がそれぞれ運営しています（昌平小遊びのみ、神田児童館による直営）。
- ・おやつ提供、おやつ時間はありません（持参できません）。

## 児童センター・児童館

児童センター・児童館は、主に遊びや生活体験をとおして、地域の子どもの健全育成と子育て支援を行う施設です。

区内には、区立児童館 4 館・民営児童館 2 館があり、0～18 歳のお子さんとその保護者が安心して自由に遊び、交流することができます。

### 実施場所

（区立児童館）西神田児童センター・神田児童館・四番町児童館・一番町児童館  
（民営児童館）富士見わんぱくひろば・いずみこどもプラザ



### 対象者

区内在住・在学・在園の 0 歳～18 歳までの子どもとその保護者

### 実施日・時間（基本）

学校登校日の月曜日～土曜日 放課後から 17 時まで（開館は 9 時）  
※日曜日・祝日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は実施しません。

### 利用料

無料で利用できます。

### 利用方法

- 初めて児童館を利用する時は、入館登録をします。（年度毎）
- 来館時に、来館簿に名前を書き退出時にチェックをします。（毎回）

### 活動内容

- 児童館には、遊戯室や図工室、図書コーナーなどがあり、小学生以上のおさんは、一人で来館し自由に遊ぶことができます。
- ゲーム会や観劇会、児童館まつりなどのイベントや卓球クラブ、体操クラブなどのプログラムに参加することもできます。
- 他の学校のお友達と遊んだり、乳幼児から中高生まで様々な世代とのふれあいを体験することができます。
- 持参したおやつやお弁当を食べることができます。
- 宿題をするスペースもあります。
- 各室に専門の指導員がおり、遊びの指導・見守りを行っています。  
（詳細は各児童館に問い合わせください）

学校のあと  
5時まで児童館ですごせるから  
たすかるわー



「じどうかんまつり」の  
お店やさんスタッフになって  
楽しみだな

宿題を終わらせてみんな  
とドッチボールで  
遊ぼう！



### 【問合わせ先】

西神田児童センター ☎ 5215-9062  
神田児童館 ☎ 3253-6021  
富士見わんぱくひろば ☎ 3263-1185

四番町児童館 ☎ 3234-3084  
一番町児童館 ☎ 3230-0866  
いずみこどもプラザ ☎ 3865-1461



## 子どもの遊び場確保の取組み

|     |                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的 | 次世代育成支援の観点から、子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で、のびのびと遊べる環境をハードとソフトの両面から整備する。                                 |
| 根 拠 | 千代田区子どもの遊び場に関する基本条例（平成 25 年千代田区条例第 12 号）                                                      |
| 対 象 | 子ども（主に小学生、就学前児童）                                                                              |
| 内 容 | 利用可能な区有地などを活用し、遊び場を確保する。利用状況を勘案しながら運用方法を工夫することにより、子どもが可能な限り自由に遊べるよう配慮する。遊び場に関する意識啓発及び周知を行うなど。 |

### （１）プレーリーダーの配置（ふじみこどもひろばを除く。）

委託事業者から派遣される大学生をプレーリーダーとして配置し、子どもの安全管理や遊び相手等の業務を行っている。

### （２）遊び道具等の貸出し（ふじみこどもひろばを除く。）

子どもたちに多様な外遊びの機会を与えるため、ボール等遊び道具の貸出しを行っている。



|                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>そとぼりこうえん<br/><b>外濠公園グラウンド</b></p> <p>まいしゅうすいよう<br/>毎 週 水 曜</p> <p>こ じ<br/>午後 2 時 ~ 4 時</p>            | <p>ふじみこどもひろば<br/><b>ふじみこどもひろば</b></p> <p>まいしゅうどう になちよう しゆくじつ<br/>毎 週 土 曜、日 曜、祝 日</p> <p>こ じ<br/>午前 9 時 ~ 午後 5 時※</p>  | <p>ほうりんこうえん<br/><b>芳林公園</b></p> <p>まいしゅうにちよう<br/>毎 週 日 曜</p> <p>こ じ<br/>午前 10 時 ~ 12 時</p>             | <p>いずみこうえん<br/><b>和泉公園</b></p> <p>まいしゅうもくよう こ じ<br/>毎 週 木 曜 午後 3 時 ~ 5 時</p> <p>まいしゅうどう こ じ<br/>毎 週 土 曜 午後 2 時 ~ 4 時</p>  |
|                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                              |
| <p>きゅうながたちょうしょうがっこう<br/><b>旧永田町小学校</b></p> <p>まいしゅうにちよう<br/>毎 週 日 曜</p> <p>こ じ<br/>午前 10 時 ~ 12 時</p>  | <p>とうきょうちゅうかがっこう<br/><b>東京中華学校</b></p> <p>まいしゅうにちよう<br/>毎 週 日 曜</p> <p>こ じ<br/>午後 2 時 ~ 4 時</p>                     | <p>とうごうげんすいきねんこうえん<br/><b>東郷元帥記念公園</b></p> <p>まいしゅうにちよう<br/>毎 週 日 曜</p> <p>こ じ<br/>午後 2 時 ~ 4 時</p>  | <p>おがわひろば<br/><b>小川広場</b></p> <p>まいしゅうにちよう<br/>毎 週 日 曜</p> <p>こ じ はん<br/>午後 2 時半 ~ 4 時半</p>                             |

※ 8 月のみ午前 9 時 ~ 10 時と午後 4 時 ~ 5 時  
プレーリーダーはいません。遊び道具の貸し出しがありません。

**★申込不要・直接現地へ!! 道具の貸し出しもあります!!**  
**★みんなが自由に安心してあそべるように、**  
**お手伝いをしたり、見守ってくれるプレーリーダーがいます!!**

※雨が降ったり、**熱中症の危険性が高い日は中止**です。  
 ※小学生までの子どもが遊べます。

## 資料5 千代田区第4次基本構想について

「千代田区第3次基本構想～千代田区新世紀構想～」については、策定から約20年が経過しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行や、全国の傾向とは異なる人口の動態・推計結果など、区を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。こうした状況を踏まえ、千代田区第4次基本構想を策定しました。

本区の人口推計結果では、当分の間増加傾向が続く見通しであり、全国の傾向とは異なる特徴があります。そのため、日本の人口減少に伴う労働力の不足など全国的な課題を捉えながら、今後も複雑化、多様化していく行政需要に対応していかなければなりません。加えて、区を取り巻く社会情勢は変化が激しく、これまで以上に変化の要因やスピードが増加することが想定されます。

そのため、新たな基本構想では、時代の変化により色あせることのない普遍的な将来像を示すことによって、多くの方々と向かうべき方向性を共有するとともに、変化に対してより一層柔軟な対応のできる行政運営を推進していきます。

千代田区第4次基本構想では、めざすべき将来像として、「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を掲げるとともに、これが実現したまちと人々の暮らしの姿である、「分野別の将来像」を定めました。

### ● 第4次基本構想における行政運営の推進について

千代田区第4次基本構想のもとでは、変化の激しい社会経済情勢に柔軟に対応していくため、基本計画に代えて「基本構想」と「将来像に向けた方針」を軸に行政運営を推進します。

「将来像に向けた方針」は、基本構想に掲げる将来像の実現をめざし、分野別計画や新たに生じた課題を踏まえた施策の中期的な取組みの方針を示すとともに、毎年度の予算編成の際には、区民等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その認識や考え方の不断の見直し、更新を行うことで、変化の激しい社会に対応していくものです。

「めざすべき姿」及び「基本構想の実現に向けて」ごとの方針を踏まえ、時勢に応じた区民本位のサービスを展開していきます。



## 千代田区第4次基本構想

(めざすべき将来像)

伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～

(分野別の将来像)

自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち

- 多様なライフスタイルやライフステージに応じ、安心して子育てができています。
- すべての子どもたちの個性や意思が尊重され大切に育まれながら、すくすくと成長しています。
- お互いに支えあい、誰ひとり取り残されることがなく、自分らしく、自立した生活を送ることができています。
- 衛生的な環境のもと、いきいきと健康に暮らしています。
- 生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。
- 伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。

(分野別の将来像)

集い、つながり、活気とにぎわいのあるまち

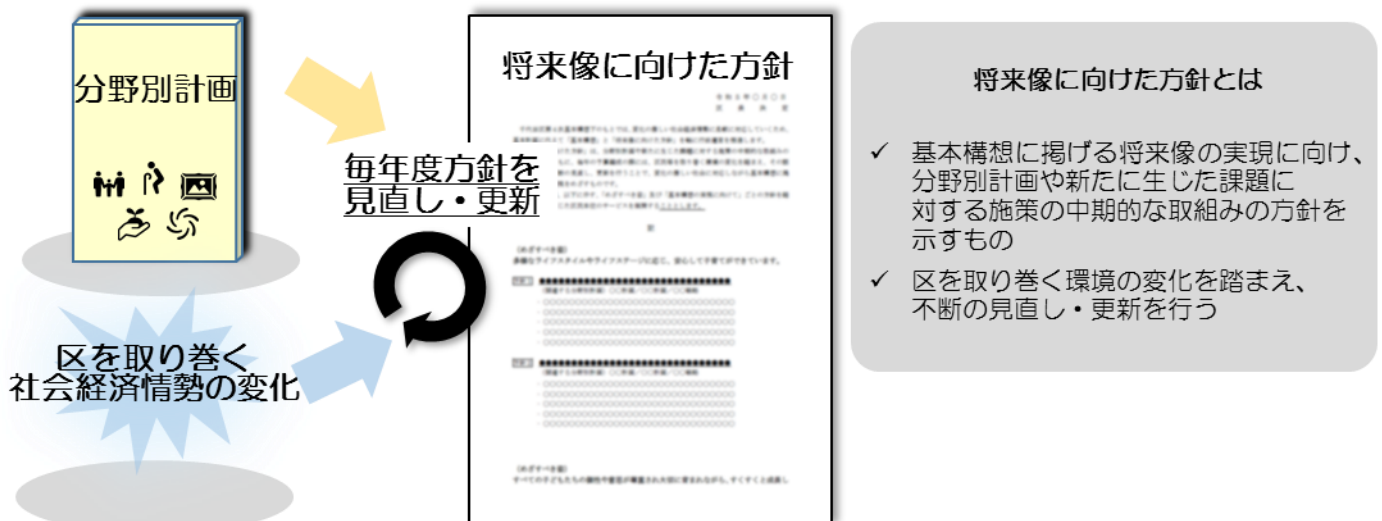
- 活発な事業活動により、地域がうるおい、豊かな暮らしを享受できています。
- 人とのつながりが感じられ、支えあうことができています。

(分野別の将来像)

やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち

- 良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています。
- 人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています。
- 地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。

基本構想に掲げる将来像の実現をめざす



※ 社会経済情勢に特段の変化がなければ、前年度の方針を継続して推進していきます。

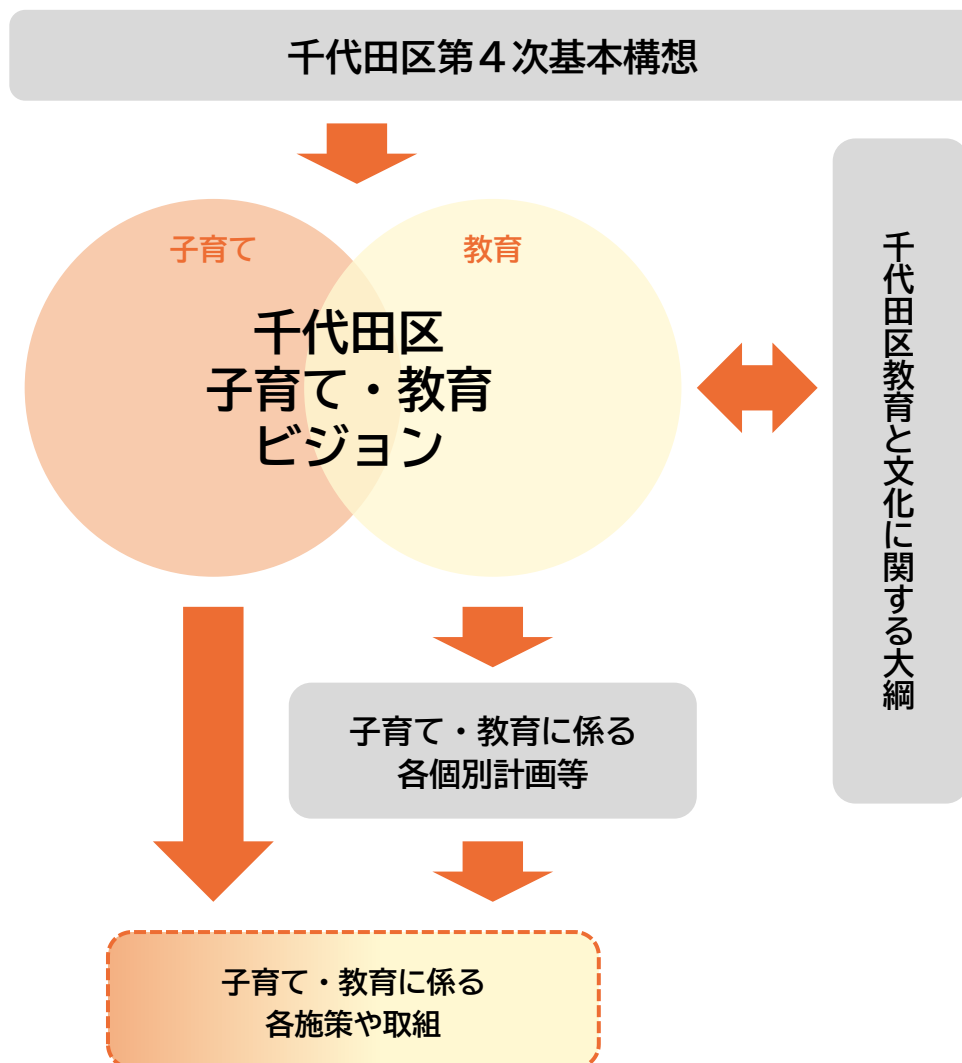
## 1 子育て・教育ビジョンとは

- 千代田区は、令和5年3月、区の将来像や分野別のあるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものとして、「千代田区第4次基本構想」を策定しました。本ビジョンは、同基本構想を踏まえつつ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき区長が策定する「千代田区教育と文化に関する大綱」との整合性を図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

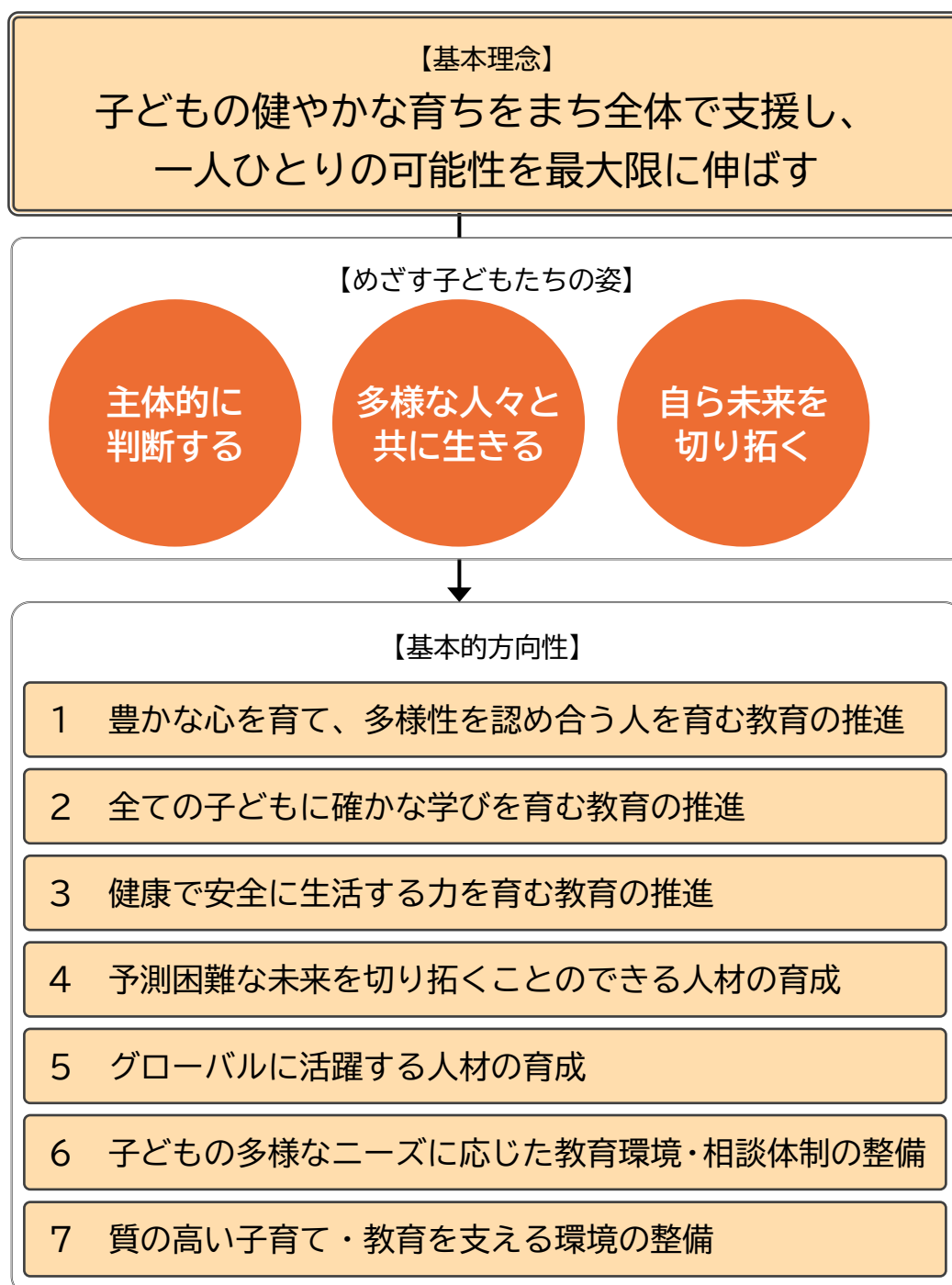
### ■イメージ図



## 2 子育て・教育ビジョンの体系

基本理念を実現するために、「めざす子どもたちの姿」を掲げ、具体的な施策展開のために基本的方向性を示します。

地域全体で子どもを見守り、めざす子どもたちの姿を実現できるよう、基本的方向性に従った施策を実施します。



### 3 めざす子どもたちの姿

「千代田区子育て・教育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもたちの姿として、次のような人づくりを目指します。

#### (1) 主体的に判断する

- ◎習得した知識・技能を思考・判断・表現に生かす人
- ◎失敗を恐れず、様々な課題に意欲的に取り組める人
- ◎情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人
- ◎自己肯定感や自尊感情をもち高めることができる人

#### (2) 多様な人々と共に生きる

- ◎周囲の人と対話し、協働して課題を解決できる人
- ◎感性を磨きつつ、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎多様性を受け入れ、他者の価値観を尊重できる人
- ◎自国の文化や地域を理解し、愛着と誇りをもつ人

#### (3) 自ら未来を切り拓く

- ◎高い志をもって、現実と向かい合うことのできる人
- ◎社会の変化を柔軟に受け止め、粘り強く挑戦する人
- ◎自己の学びを他人や社会のために生かそうとする人
- ◎未知の課題を発見、解決し新たな価値を創造する人